

令和元年6月20日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和元年6月2日（木曜日）午前10時開会

---

出席委員（6名）

西村勝男	委員長		
土見大介	副委員長		
浅野敏江	委員	阿部かほる	委員
菊地進	委員	小高洋	委員

---

出席議長団（2名）

香取嗣雄	議長
伊藤博章	副議長

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭	副市長	内形繁夫
健康福祉部長	阿部徳和	市立病院事務部長 兼医事課長	本多裕之
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林正人	健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美
健康福祉部 長寿社会課長	志野英朗	健康福祉部 健康推進課長	櫻下真子
健康福祉部 保険年金課長	長峯清文		

---

事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主査	工藤貴裕

会議に付した事件

- 議案第 38 号 塩竈市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 39 号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部  
を改正する条例
- 議案第 40 号 塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 45 号 塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 議案第 46 号 令和元年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 48 号 令和元年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算
- 請願第 12 号 国民健康保険への国庫負担増に係る意見書提出についての請願

午前10時00分 開会

○西村委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

本日の審査の議題は、議案第38号「塩竈市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」、議案第39号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」、議案第40号「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」、議案第45号「塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第48号「令和元年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」並びに請願第12号「国民健康保険への国庫負担増に係る意見書提出についての請願」の7件であります。

これより議事に入ります。

議案第38号ないし第40号、第45号及び46号、第48号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

民生常任委員会の審査を賜るに当たりまして、御礼を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。塩竈市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例など合計6件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りいただきたいと思っております。よろしくお聞き取りをいただき、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、説明をお願いいたします。長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 初めに、議案第38号についてご説明申し上げます。

資料No.5、定例会議案と資料No.9、補正予算の説明書、資料No.11、議案資料をご用意いただきたいと思っております。

まず、資料No.5、議案書の11ページをお開きいただきたいと思っております。

この条例改正の理由につきましては、11ページの一番下、提案理由の記載のとおり、心身障害者医療費助成制度の対象者を拡大するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げます。

資料No.11、議案資料の19ページをお開き願います。

まず、1の概要でございます。

宮城県の心身障害者医療費助成事業を活用するものでございます。今回、障がいの種別にかかわらず必要とするサービスを利用できるように、精神障がい者の方も助成対象とする内容となっております。

2の改正内容についてでございますが、1つ目は心身障害者を障害者に改正するものであり、3つ目が助成対象に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加するものでございます。

3といたしまして、助成対象の比較として、現行の対象者と改正後の対象者の比較表を掲載させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

4の対象者数でございますが、こちらにつきましては、平成30年11月1日現在で、生活保護受給者などを除き、26名の対象者の方々を見込んでいる状況でございます。

5の事業費及び財源内訳でございますが、総事業費が124万7,000円、こちらの財源内訳でございますが、そのうち、県費といたしまして42万9,000円、一般財源81万8,000円を見込んでいるところでございます。事業費の内訳でございますが、そのうち、委託料として38万9,000円、こちらにつきましては、名称変更に伴うシステム改修費でございます。扶助費といたしましては85万8,000円、こちらに関しましては、助成対象の拡大分、こちらの支払い分に合わせまして3か月分をこちら計上しているものでございます。こちらの県費につきましては、こちら事業費の半分、2分の1相当が県費というようなことで見込んでいる状態でございます。

6の今後の予定等でございますが、7月にシステムの改修作業を行いまして、8月に助成対象の拡大に関する周知及び交付申請を開始する予定でございます。9月に登録・判定作業の後に受給者証の送付を行いまして、10月から助成を行う予定というふうにしております。なお、同じ資料No.11の17ページから18ページには、新旧対照表を記載してございますので、ご参照いただければと思います。

議案第38号については、以上でございます。よろしくご審査をいただきたいと思います。

続けて、議案第39号のご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、資料No.5、定例会議案と、資料No.11、議案資料をご用意いただきたいと思います。

まず、資料No.5の12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第39号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例改正の理由は、12ページの一番下、提案理由に記載のとおり、原子力発電所の事故により避難等を行った被災者の方で、本市の国民健康保険に加入された被保険者に対して、令和元年度分の国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、減免の内容についてご説明いたします。

資料No.11、議案資料の23ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の減免の概要でございます。

原子力発電所の事故に伴う国の避難指示等により本市に転入、国民健康保険に加入された被災者である被保険者の国民健康保険税を、平成22年度分から平成30年度分まで減免を行ってまいりましたが、令和元年度分につきましても、引き続き減免を行うものでございます。

2の減免対象者についてでございますが、以下①と②に該当する方が対象者となります。昨年度から平成29年4月1日までに低減給付を解除された上位所得者、下の米印の定義でございますが、この方々が対象者ではなくなっております。

3の減免の対象となる保険税額でございますが、(1)のとおり令和元年度までとなりますが、(2)のとおり平成30年度分、令和元年度分につきましては、納期が令和2年3月31日までの間に設定されたものが新たに対象となると。

4の減免の申請手続でございますが、これまでに平成30年度分の減免を受けている場合には、特に申請を行わずとも減免を適用させていただきますが、今後、新たに転入される場合につきましては、その転入手続等の中で対応させていただくこととなります。

5のその他として、国からの財政支援でございますが、国が示す基準で減免を行った場合には、国民健康保険災害臨時特例補助金等の対象となりまして、減免費用の全額が国によって支援される予定となっております。

なお、同じ資料No.11の20ページから21ページにつきましては、新旧対照表を記載しております。ご参照いただければと思います。

議案第39号につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 それでは、長寿社会課から、議案第40号についてご説明いたします。

まず、資料につきましては、資料No.5の「令和元年第2回塩竈市市議会定例会議案」、資料No.9「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」、並びに資料No.11「第2回市議会定例会議案資料」をご用意いたします。

まず、資料No.5からご説明いたします。

資料No.5の13ページをお開きください。

議案第40号「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例改正の理由は、このページ、13ページの一番下、提案理由に記載のとおり、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、資料No.11の25ページをお開き願います。

まず、1の概要でございますが、介護保険法施行令、以下「施行令」と表現しますが、こちらの一部改正に伴い、低所得者の保険料の減額賦課が拡大されたため、所要の改正を行おうとするものです。

次に、2の改正の内容でございますが、介護保険の第1号被保険者、こちらは、65歳以上の方々ですけれども、こちらの保険料につきまして、施行令に基づき、基準額、これは下の表の括弧書きにあります「所得段階別介護保険料の比較（参考）」のとおりになりますが、こちらの表の第5段階の保険料、本市の場合、6万8,544円のことですが、こちらの基準額に、第1号被保険者の区分、所得段階に応じて、それぞれ定める割合に乗じて出た額を合計としております。今回、施行令の一部改正により、所得段階の第1段階に該当する方の保険料の軽減幅の拡大及び第2段階及び第3段階に該当する方の減額賦課が導入されたため、改正を行おうとする案でございます。

今申し上げた軽減につきまして、わかりやすくしたのが、以下の、下にあります括弧書きの「所得段階別介護保険料の比較（参考）」の表のとおりとなります。例えばでございますけれども、最上段の所得段階の第1段階は現在、第5段階の基準額6万8,544円に0.45を乗じました3万845円でございますが、改正案では0.375を乗じる案で、年額で2万5,704円に、現行から5,141円保険料が軽くなる案です。以下、第2段階では現行0.75を乗じた年額5万1,408円が改正案では0.625を乗じました年額4万2,840円に、8,568円が軽減される案で、第3段階

も第2段階と同様の現行0.75を乗じた年額5万1,408円から、改正案では0.725を乗じました4万9,695円に1,713円軽減される案となっております。

次に、3の施行日でございますが、交付の日から施行し、平成31年4月1日から適用とするという案でございます。

この改正案に対する予算案についてです。

恐れ入りますが、資料No.9をご用意願います。資料No.9に移ります。

資料No.9の35ページ、36ページをお開きください。

こちら資料No.9の35ページ、36ページの介護保険事業特別会計の歳入、第1款保険料第1項介護保険料第1目第1号被保険者保険料第1節現年度分保険料につきまして、保険料軽減に伴い3,056万9,000円の減、一方で同じページの下、第7款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金第5節低所得者保険料軽減負担について、保険料減額と同額の3,056万9,000円。以上となる歳入補正予算案となります。

次に、今回の介護保険料軽減に伴います、一般会計繰入金の財源措置として、国が2分の1、県が4分の1の対応としておりますので、そのご説明に移ります。

同じ資料No.9の3ページ、4ページをお開きください。

国2分の1につきましては、こちらの第14款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金第1節社会福祉費補助金の説明欄を低所得者保険料軽減保険料負担金として1,528万5,000円、県4分の1につきましては、1枚ページをめくりまして、5ページ、6ページに移ります。第15款県支出金第2項県補助金第2目民生費県補助金第1節社会福祉費補助金の説明欄の低所得者保険料軽減負担金にあります764万2,000円となります。これに県と同じ割合と負担額の市4分の1を加算したものが、2枚ページをめくりまして、9ページ、10ページに移ります。第3款民生費第1項社会福祉費第5目介護保険費第28節繰出金の3,252万7,000円のうち、介護保険料軽減に伴う減収分と同額の3,056万9,000円が一般会計からの繰り入れ財源となります。

また、参考といたしまして、繰出金補正額は、ごらんのとおり3,252万7,000円でございますが、保険料軽減に関する繰出金との差額195万8,000円につきましては、介護保険事業特別会計のシステム改修に係る市負担分に係るものでございますので、こちらにつきましては、後ほど、議案第48号の介護保険事業特別会計補正予算で説明いたします。

最後に、資料11番に戻ります。



資料11番に戻りまして、24ページをお開きください。

資料11の24ページには、今回の条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

議案第40号については、以上となります。よろしくご審査をいただきますよう、お願いいたします。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から、議案第45号「塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案資料No.5と議案資料11番をご用意願います。

まず資料No.5、定例会議案の38ページをお開き願います。

議案第45号「塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」でございまして。

この条例改正案は、2つの条文から構成されておりますが、3行目、4行目に記載してある第1条では塩竈市児童館条例の一部改正について記載しております。また、同じページの8行目、9行目には、第2条として、塩竈市放課後児童クラブ条例の一部改正について記載しております。

条例改正の理由でございまして、提案理由に記載のとおり、児童館の開館時間及び放課後児童クラブの開設時間を変更するため、所要の改正を行おうとするものでございまして。

改正条例の施行期日は附則に記載のとおり令和2年4月1日でございまして、第2項に記載のとおり、指定管理者に児童館などの管理を行わせるために必要な準備行為については、条例施行の前にも行うことができるようにさせていただきたいと考えております。

それでは、改正の主な内容をご説明いたします。

資料No.11の72ページをお開き願います。

上の表においては、児童館条例の、下の表においては、放課後児童クラブ条例の一部改正の新旧対照表が記されております。変更内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、73ページをお開き願います。

塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部改正等についてご説明いたします。

1の概要は記載のとおりでございまして。

2の塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部改正についてですが、利用者及び保護者から、児童館の開館時間及び児童クラブの開設時間を延ばしてほしいという要望

が多かったことから、開館時間、開設時間を変更しようとするものです。児童館につきましては、平日の開館時間については、現行の8時30分から17時までを9時から18時までに、土曜日については、8時30分から12時までを9時から17時までに変更しようとするもので、また児童クラブにつきましては、平日及び長期休業・休業日の延長時間については、18時30分までを19時までに、土曜日及び長期休業・休業日の開始時間については、8時30分を8時に変更しようとするものです。なお、施行日は令和2年4月1日でございます。

3の次期指定管理者候補者選定のための取り組みについてですが、安定的な運営及び高い専門性を生かした事業展開をしていることや、全体的に利用者が増加していることから、来年度以降も指定管理者による管理運営を行います。次期指定管理者候補者の選定に当たっては、公平性の確保や市民サービスの向上、安定的な施設運営を図るために、(1)の公募型プロポーザル方式の採用や(2)の審査委員会の設置を行い、対応してまいります。また、(3)の指定期間ですが、第2期目は、本市の指定管理者制度導入の手引きによって、標準的な指定期間とされております5年間といたします。

次に、74ページをお開き願います。

4の今後の予定ですが、9月に募集要項の配付、説明会の開催を行い、10月にプレゼンテーションの開催、指定管理者候補者を選定し、記載のスケジュールで進めてまいります。

5の事業費及び財源内訳でございますが、後ほどご説明する、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」にかかわる部分になりますが、指定管理期間5年間の債務負担行為限度額を設定させていただきます。単年度で1億3,000万円、5カ年合計で6億5,000万円ですが、その限度額の範囲内で事業者の募集を行います。

子育て支援課から議案第45号の説明は以上となります。よろしくご審査を賜りますよう、お願い申し上げます。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長 志野長寿社会課長 続きまして、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、地域医療介護総合確保事業補助金交付事業についてご説明いたします。

資料No.9及び資料No.11をご用意願います。

それでは、補正予算に伴います、地域医療介護総合確保事業補助金交付事業についてご説明いたしますので、資料No.11の92ページをお開き願いたいと思います。

まず、1の事業概要でございますが、本市では、第7期介護保険事業計画、平成30年度から

令和2年度に基づき、要介護状態になってもできる限り住みなれた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスの基盤整備を進めております。本整備に当たりましては、県地域医療介護総合確保事業補助金を活用し、民間事業者が行う介護施設の整備を支援しております。

次に、2の事業内容及び効果でございますが、認知症高齢者グループホーム、2ユニット定員18人以下を1カ所整備いたします。それにより、家庭的な環境の中、共同で自立した生活を送るためのサービスを提供することができ、認知症になっても住みなれた地域で安心して生活ができる環境を整えることができます。

次に、3の補正内容でございますが、本事業に係る予算は、当初予算で計上しておりましたが、その後、資材費、労務費などの上昇、消費税の引き上げ分などによりまして、補助単価が増額変更となる通知が国からございましたことから、今回、増額補正をするものでございます。具体には、以下の表のとおりでございますが、開設準備金は、事業定員1人当たり3万9,000円になったことから、本市の場合では、18人と想定しておりますので、3万9,000円の18人として70万2,000円の増、施設整備費は1箇所でありますので、1施設当たり160万円増ですので同じく160万円増で、合計が230万2,000円の増とする補正予算です。

次に、4の事業費及び財源内訳の予算につきましては、資料No.9をご用意願います。

説明の都合上歳出から説明いたしますので、資料No.9の9ページ、10ページをお開きください。

認知症高齢者グループホーム事業者での支払いの歳出といたしましては、第3款民生費第1項社会福祉費第3目老人福祉費の第19節負担金補助及び交付金の説明欄にあります地域医療介護総合確保事業補助金の230万2,000円がこれに当たります。

続きまして、財源の歳入といたしましては、同じ資料のNo.9、4ページないし6ページをお開きください。

こちら、第15款県支出金第2項県補助金第2目民生費県補助金の第1節社会福祉費補助金の説明欄にあります地域医療介護総合確保事業補助金の230万2,000円となります。

以上が予算の関係でございます。

続きまして、資料No.11の92ページに戻ります。

5のこれまでの取り組みと今後の予定についてでございます。

4月から順に事業者の公募を開始、説明会、応募受付、5月27日に審査、選考を終えるとい

う状況になっております。

今後の予定といたしましては、事業者の選定、補助金の申請、これは事業者から申請をいただきまして、先ほどの財源構成上、市が受けまして、市が県に申請をする形になりますが、申請をしまして、交付決定は、県から交付される、いわゆる当初の歳入予算という形になりまして、市は、今回の補正予算を含めた歳出予算から事業者に補助金を交付するという内容になっております。令和2年5月までに施設開所を目指しているというところがございます。

議案第46号のうち、地域医療介護総合確保事業補助金交付事業については、以上になります。よろしくご審査をいただきますようお願いいたします。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは、生活福祉課から、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課所管分についてご説明いたします。

大変恐縮ですが、議案資料No.8、議案資料No.9、資料No.11の定例会議案資料をご用意いたします。

それでは、説明の都合上、先に、事業内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案資料No.11の87ページをお開き願います。

災害援護資金貸付事業についてご説明いたします。

1の事業概要につきましては、東日本大震災で被災された方に対しまして、平成23年7月から災害援護資金の貸し付けを行ってまいりましたが、関連政令の一部が改正されまして、申請期限が令和2年3月31日まで1年間延長されましたことから、今回、補正予算を計上するものでございます。

2の制度の内容につきましては、下記のとおりでございますが、(7)の申請期限が令和2年3月31日まで1年間延長した内容となっております。

3の事業費及び財源内訳につきましては、事業費は半壊の方、170万円を計上しております。昨年度、平成30年度では申請はございませんでした。財源といたしましては、地方債、災害援護資金貸付金とするものでございます。

恐れ入ります。同じ資料No.11の93ページをお開き願います。

幼児教育・保育及び障がい児通園施設の無償化についてでございますが、後ほど、子育て支援課がご説明しますが、障がい児通園施設の無償化に係る部分につきましてご説明いたしま

す。

まず、1の概要ですが、10月に予定されております消費税率の引き上げによる財源を活用しまして、障がい児通園施設の利用料が無償化となるため、今回、補正を計上するものでございます。

2の無償化の内容についてですが、(1)の表の中段に障がい児通園施設の対象サービス、無償化の内容を記載しております。

次に、94ページをお開き願います。

3の財源の負担割合等でございますが、(1)の表の一番下の欄をごらんください。障がい児通園施設に記載しております国が2分の1、都道府県及び市町村が4分の1の負担となっております。

(2)の財源措置等につきましては、令和元年度の取り扱いですが、無償化に要する地方負担分は子ども・子育て臨時交付金において全額国の負担となっております。

4の事業費及び財源内訳につきましては、95ページをお開き願います。

下段の(5)の障害児通所給付費でございますが、障がい児通園施設の無償化分について、事業費82万8,000円を増額補正している内容でございます。障がい児通園施設につきましては、給付費の1割が自己負担となっております、月額の上限額が定まっております、上限額4,600円、利用者30人分の自己負担と計上した内容となっております。財源については、ごらんのとおりとなっております。

それでは、恐縮ですが、資料No.9の補正予算資料をごらん願います。資料No.9の9ページ、10ページをお開き願います。

先ほど、ご説明した2件の補正予算についてご説明申し上げます。

説明の都合上、歳出から説明させていただきます。

第3款民生費第1項社会福祉費第11目障害児施設給付費第20節扶助費につきまして、障害児通園施設の利用料無償化分82万8,000円を補正予算として計上しております。

次に、下段の第3款民生費第4項災害援助費第1目災害救助費第21節貸付金としまして、災害援護資金の貸付金170万円を補正予算として計上しております。

次に、歳入についてご説明しますので、同じ資料No.9の3ページ、4ページをお開き願います。

第9款地方特例交付金第1項地方特例交付金第1目地方特例交付金第1節地方特例交付金で

ございますが、子ども・子育て支援臨時交付金の4,837万9,000円のうち、20万7,000円を計上するものでございます。これは、障がい児無償化に係る初年度経費が全額国費負担によるものでございますので、今回、補正を計上させていただいております。

第14款国庫支出金第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金第1節社会福祉費負担金41万4,000円を計上するものでございます。これは同様に、無償化に係る費用の負担割合の2分の1を計上するものでございます。

次に、最下段の第15款県支出金ですが、大変恐縮ですが、次のページ、5ページ、6ページをお開き願います。

第15款県支出金第1項県負担金第1目民生費県負担金第4節社会福祉費負担金20万7,000円を計上するものでございます。これは同様に、無償化に係る負担割合の4分の1を計上するものでございます。

次に、最下段の第21款市債第1項市債第2目民生債第2節災害援護資金貸付金170万円を計上するものでございます。これは、災害援護資金の貸付金の財源としまして、国から3分の2、県から3分の1の資金を借り入れするものでございます。

大変恐縮ですが、資料No.8の4ページをお開き願います。

第3表地方債補正の追加といたしまして、災害援護資金貸付金の170万円を計上している内容でございます。

生活福祉課分の説明は、以上となります。よろしくご審査を賜りますよう、お願い申し上げます。

○西村委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 それでは、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、保険年金課に関しましてご説明申し上げます。

資料No.9、補正予算説明書の9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。

心身障害者医療費助成制度の対象者拡大についての事業費の体制につきましては、第3款民生費第2款児童福祉費第1目児童福祉総務費の第13節委託費及び第20節扶助費の事業内訳にあります、心身障害者（児）医療費助成事業費がこれに当たります。事業費が124万7,000円、内訳は委託料として、名称変更に伴うシステム改修費が38万9,000円、扶助費といたしまして、助成拡大費用の85万8,000円、そのうち2分の1が県からの補助金となります。

歳入につきましては、同じ資料No.9の5ページ、6ページをお開き願いたいと思います。

こちらの第15款県支出金第2項県補助金第2目民生費県補助金の第2節児童福祉費補助金の説明欄にございます宮城県障害者医療費助成事業補助金がこれに当たります。先ほど、ご説明いたしました医療費助成拡大費用85万8,000円の2分の1の額、42万9,000円が補助額となります。

どうぞよろしくご審査をいただきたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、子育て支援課にかかわる部分をご説明いたします。

議案資料の8番、補正予算資料、資料9番、補正予算説明書及び資料11番、定例会議案資料をご用意願います。

先に、事業内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料11番の93ページをお開き願います。

幼児教育・保育及び障がい児通園施設の無償化についてご説明いたします。

まず、1の概要ですが、令和元年10月から予定されている消費税率の引き上げによる財源を活用して、3歳から5歳まで及び住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの子供に係る幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育サービスの利用料及び障がい児通園施設の利用料が無償化となるため、補正予算を計上するものでございます。

2の無償化の内容についてですが、(1)では、対象となるサービスや施設ごとの無償化の内容をまとめたものとなっております。

94ページをお開き願います。

(2)の対象外の費用ですが、保護者から実費で徴収している通園送迎費や行事費などは無償化の対象になりません。また、給食の食材費である副食費も保護者負担となりますが、これまで保育所、保育園の保育料に副食費が含まれていましたので、3歳から5歳の児童から新たに徴収することになります。また、幼稚園等において保育料に給食費が含まれている場合も同様の対応となります。ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の児童には免除、または助成がございました。

次に、3の財源の負担割合等についてですが、(1)にありますとおり基本的に、国が2分の1、都道府県及び市町村は4分の1を負担することになりますが、未移行の私立幼稚園等の副食費の助成に当たる実費徴収に係る補足給付については、国、都道府県、市町村がそれ

ぞれ3分の1の負担となります。また、公立の施設に関しましては、市町村が10分の10を負担いたします。

(2)の財政措置等について、令和元年度の取り扱いについてですが、無償化に要する経費の地方負担分については、子ども・子育て臨時交付金において、全額国の負担となります。また、事務費については、導入時の当年度及び来年度の自治体の事務費は、全額国費の予定であるほか、システム改修経費に関しては、子ども・子育て支援システムを無償化に対応させるためのシステム改修を国の補助を活用して行います。

次に、4の事業費及び財源内訳について、(1)施設型給付費等支給事業ですが、新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等に対する無償化分について、事業費として1,244万2,000円を増額補正しようとするものです。なお、財源内訳はごらんのとおりとなっております。

95ページをごらんください。

(2)施設等利用費等支給事業ですが、新制度未移行幼稚園を利用する児童に対して、施設等利用費の支給を行うとともに、低所得者世帯等の園児の食材費に対して助成を行うもので、事業費として7,681万7,000円を増額補正するものです。なお、財源内訳はごらんのとおりでございます。

(3)幼児教育・保育無償化導入事業ですが、幼児教育・保育の無償化を実施するに当たり、その導入のために必要となる事務及びシステム改修などを行うために、事業費として2,944万3,000円を増額補正するものです。財源内訳ですが、国庫補助金として、子ども・子育て支援事業費補助金2,944万3,000円となっております。

(4)の私立幼稚園就園奨励費事業ですが、これまでは、新制度未移行幼稚園の園児に対して、私立幼稚園就園奨励費を支給しておりましたが、無償化事業が終了し、(2)の施設等利用費を支給することとなるため、当初予算で計上しておりました10月から3月分の半年分の事業費3,227万8,000円を減額補正するものです。なお、財源内訳はごらんのとおりとなっております。

(5)の障害児通所給付費は、先ほど、生活福祉課が説明したとおりでございます。

次に、5の今後の予定については、記載のとおりとなっておりますので、ご参照願います。

次に、96ページをお開き願います。

このページには幼児教育・保育の無償化のイメージ図を掲載しておりますので、ごらんいただき、ご参照いただければと思います。



幼児教育・保育及び障害児通園施設の無償化についての説明は、以上でございます。

次に、97ページをごらんください。

児童扶養手当システムの改修についてご説明いたします。

1の概要ですが、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により、児童扶養手当法が改正されたため、児童扶養手当の支給回数を、今年11月支払い分から変更することに伴う、児童扶養手当システムの改修を行うものです。

2の改正点ですが、児童扶養手当の支払い方法について、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、年3回だった支払いを、年6回に支払い回数を変更するものです。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費は226万6,000円であり、全額を一般財源で措置するものとなっております。

4の今後の予定については、8月に児童扶養手当システム改修業務委託を行う契約を進め、10月に委託完了予定となっております。

児童手当システムの改修についての説明は以上でございます。

次に、補正予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.9の9ページ、10ページをお開き願います。

まず、歳出予算からご説明いたします。

第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費でございますが、右の事業内訳欄にあります児童扶養手当支給事業費として226万6,000円を増額補正するものです。内容といたしましては、第13節委託料でございますが、先ほど、ご説明しました児童扶養手当システム改修の経費として、補正計上するものでございます。

第2目児童措置費でございますが、右の事業内訳欄にあります施設型給付費等支給事業、施設等利用費等支給事業、幼児教育・保育無償化導入事業について、増額補正しようとするものです。内訳といたしましては、施設型給付費等支給事業1,244万2,000円について、第19節負担金補助及び交付金について、説明欄にあります私立保育園委託費として2億3,497万1,000円の減額、施設型給付費として8,081万4,000円の減額、地域型保育給付費として3,956万6,000円の減額補正と、第20節扶助費について、説明欄にあります私立保育園委託費として2億3,181万2,000円、施設型給付費として9,641万5,000円、地域型保育給付費として3,956万6,000円の増額補正を行うものです。

これは、これまで施設型給付費等の支給の事業費を第19節負担金補助及び交付金の予算科目で計上しておりましたが、無償化の制度として、第20節扶助費において計上するものです。そのため、第19節では当初予算で計上しておりました無償化前の10月以降半年分の事業費を減額補正します。また、第20節においては、無償化後に必要となる事業費を増額補正するものでございます。

次に、施設等利用費等支給事業7,681万7,000円については、第19節負担金補助及び交付金について、実費徴収に係る補足給付を行う事業として234万9,000円、第20節扶助費について、施設等利用費として7,446万8,000円をいずれも新制度未移行幼稚園を利用する児童の無償化に係る経費として増額補正するものです。

次に、幼児教育・保育無償化導入事業2,944万3,000円については、第3節職員手当等について、時間外勤務手当として1,403万7,000円、第4節共済費について、社会保険料等として52万2,000円、第7節賃金について、パート賃金として233万5,000円、第11節需用費について、消耗品費として12万4,000円、第12節役務費について、通信運搬費、手数料として80万9,000円、第13節委託料について、電算業務委託料として1,161万6,000円の増額補正ですが、無償後に伴う事務経費及び電算システムの改修に係る経費となります。

次に、第4目保育所費でございますが、公立保育所を運営するための経費でございますが、中ほどの補正額の財源内訳のその他欄において1,794万5,000円の減額、一般財源によって1,794万5,000円の増額となっております。これは、無償化に伴う公立保育所の、10月から3月までの入所時保育料の収入減のため、財源をつけかえするものでございます。

次に、資料No.9の21ページ、22ページをお開き願います。

第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費でございますが、事業内訳欄にあります私立幼稚園就園奨励事業費として3,227万8,000円を減額補正しようとするものであります。第19節負担金補助及び交付金として3,227万8,000円を減額するものであります。10月から始まります無償化に伴い事業が終了するためでございます。

歳出予算についての説明は、以上となります。

次に、補正予算の歳入予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、同じ資料No.9の3ページ、4ページをお開き願います。

第9款地方特例交付金第1項地方特例交付金第1目地方特例交付金の第1節地方特例交付金でございますが、子ども・子育て支援臨時交付金として4,837万9,000円のうち、4,817万2,000

円を増額補正しようとするものです。これは、先ほど、ご説明いたしましたが、無償化に係る初年度経費が、全額国の負担によるものとなるためでございます。

次に、第12款分担金及び負担金第1項負担金第1目民生費負担金の第2節児童福祉費負担金ではありますが、3,376万1,000円の減額補正をするものです。内訳といたしましては、公立保育所の保育所入所児保育料として2,042万9,000円の減額補正、私立保育園の保育所入所児保育料として1,581万6,000円の減額補正、保育所入所児給食費として248万4,000円の増額補正をするものです。これは、無償化に伴い、10月以降の無償化対象事業からの保育料の収入がなくなるための減額補正と、公立保育所の副食費分の給食費を市が徴収するため、増額補正を行うものとなっております。

次に、第14款国庫支出金第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金の第2節児童福祉費負担金ではありますが、6,471万5,000円の増額補正するものです。内訳といたしましては、施設型給付費等負担金について、私立保育園委託費として1,820万8,000円、施設型給付費として927万4,000円、施設等利用費負担金として3,723万3,000円であります。これは、無償化の経費に係る補助金であります。

次に、第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金の第3節児童福祉費補助金ではありますが、3,022万6,000円を増額補正するものです。内訳といたしましては、地域子ども・子育て支援事業として78万3,000円、子ども・子育て支援事業費補助金として2,944万3,000円であります。これは、未移行幼稚園の副食費の助成及び副食納入事業に係る補助金になります。第6目教育費国庫補助金の第3節幼稚園費補助金ではありますが、私立幼稚園就園奨励費として782万8,000円を減額補正するものですが、無償化に伴う事業の終了によるものでございます。

次に、5ページ、6ページをお開き願います。

第15款県支出金第1項県負担金第1目民生費県負担金の第1節児童福祉費補助金ではありますが、3,235万7,000円を増額補正するものです。内訳といたしましては、施設型給付費等負担金について、私立保育園委託費として910万4,000円、施設型給付費として463万7,000円、施設等利用費負担金について1,861万6,000円であります。こちらも無償化に係る経費に係る補助金となっております。

第2項県補助金第2目民生費県補助金の第2節児童福祉費補助金ではありますが、地域子ども・子育て支援事業として78万3,000円を増額補正するもので、これは、未移行幼稚園の副食費の助成に係る補助金であります。第6目教育費県補助金の第3節幼稚園費補助金でありま

すが、被災幼児就園奨励事業費補助金として328万6,000円を減額補正するものですが、無償化に伴う事業終了によるものでございます。

補正予算についての説明は、以上となります。

次に、補正予算の債務負担行為の追加についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.8の補正予算資料の4ページをお開き願います。

債務負担行為補正の追加になります。

2行目の藤倉児童館及び放課後児童クラブ指定管理運営事業（元年度）ですが、先ほど、ご説明いたしましたとおり、準備行為の期間を含む、令和元年度から令和6年度までの期間、6億5,000万円の債務負担行為の限度額を設定させていただくものです。

子育て支援課から、議案第46号の説明は、以上となります。ご審査についてよろしくお願ひ申し上げます。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 続きまして、健康推進課より、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」、風しんに関する追加対策についてご説明いたします。

お手元の資料No.9と資料No.11をご用意願います。

まず、概要からご説明いたします。

資料No.11の98ページをお開きください。

こちらは、昨年度から流行している風しんの感染拡大防止のために、抗体保有率が他の世代に比べて低い世代の男性に対し、無料で抗体検査と予防接種を実施するため、補正予算を計上するものです。

実施内容といたしましては、抗体検査の結果が陰性だった者に対し、風しんの定期接種を行います。国は、この世代の男性の抗体保有率を、令和2年7月までに85%、令和3年度までに90%まで引き上げることを目標としております。

対象者は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性です。ただし、国からの通知により、約3年間で段階的に実施するため、初年度となる今年度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日前に生まれた男性に対し、抗体検査と定期接種の無料クーポン券を送付します。それ以外の対象者でも、希望があれば、クーポン券を発行し、受けていただくことができます。本市における対象者は約6,000人です。受検総定数は、この3年間で受けることが想定される人数で、抗体検査が約3,600人、定期接種が約720人です。実施期間は令

和元年から令和3年度末までの約3年間です。

3の事業費及び財源内訳については、事業費は3,564万5,000円です。こちらの内容につきまして、歳出内訳からご説明いたします。

資料がかわりまして、資料No.9の11、12ページをお開きください。

第4款衛生費です。第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費に3,564万5,000円を計上しております。事業費の内訳ですが、第11節需用費に63万2,000円、内訳は、クーポン券作成に係る費用として消耗品費47万円、クーポン券送付用の封筒作成に係る費用、印刷製本費16万2,000円です。その下、第12節役務費159万1,000円、内訳は、クーポン券の郵送料として通信運搬費23万円、使用されたクーポン券の費用請求事務などに係る費用として手数料136万1,000円です。その下段、第13節委託料3,342万2,000円、内訳は電算改修費用として、電算業務委託料105万2,000円、風しんの抗体検査、予防接種に係る費用として、予防接種等委託料3,237万円となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

同じ資料No.9の3、4ページの見開きになります。

3ページ中ほど、第14款国庫支出金です。こちらの枠内、下から2段目、第14款国庫支出金第2項国庫補助金第3目衛生費国庫補助金の第1節保健衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金として1,415万円を計上しております。こちらは、風しんの抗体検査に係る費用の2分の1の補助に当たるものです。残りの費用2,149万5,000円は市の一般財源ですが、定期予防接種に係る費用につきまして、このかかった費用の9割が地方交付税措置となります。

風しんに関する追加対策についての説明は、以上となります。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 それでは、長寿社会課から議案第48号「令和元年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」についてご説明させていただきます。

資料No.9をご用意いたします。

こちらの資料No.9、33ページ、34ページの総括をごらん願いたいと思います。

こちらの総括表でございますが、歳入歳出それぞれ補正額欄合計の部分のとおり391万6,000円を追加し、補正後の額を54億8,231万6,000円とするものです。

では、まず説明の都合上、歳出からご説明をさせていただきます。

同じ資料No.9の37ページ、38ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費第13節委託料の391万6,000円を追加するものでございます。これは、今年度からの介護職員の、さらなる処遇改善及び消費税引き上げによる影響に係る上乘せを範囲とする電算システムの改修費用です。また、当初予算の計上ではなくこの時期の補正となりましたことにつきましては、電算改修システムに係る国の補助率が、当初予算の計上時には、明らかでありませんでしたことを要因としておりまして、その後、補助率が2分の1ということが示されたことから、今回、補正予算として計上するものでございます。

続きまして、歳入、財源変更に移ります。

同じ資料No.9の35ページ、36ページをお開き願いたいと思います。

歳出の際に申し上げたとおり、電算システム改修費用の国の補助率が2分の1でありましたことから、歳出の電算システム改修計上額の390万6,000円の2分の1を第3款国庫支出金第2項国庫補助金第5目介護保険事業費補助金第1節介護保険事業費補助金であります195万8,000円を計上、残り2分の1を下段の第7款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金第2節事務費繰入金にあります195万8,000円を計上しております。

次に、先ほど、議案第40号で説明しました介護保険料の軽減賦課に係る歳入財源の変更補正についてでございます。

資料は、今のページのままで、説明内容は、先ほどの議案第40号の「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」と重複いたしますが、介護保険事業特別会計の説明につきまして、続けさせていただきます。

歳入、第1款保険料第1項介護保険料第1目第1号被保険者保険料第1節現年度保険料について、保険料軽減に伴い3,056万9,000円の減、一方で、同じページの下にあります第7款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金第5節低所得者保険料軽減負担金で保険料減額と同額の3,056万9,000円増となる歳入額変更となります。

なお、この介護保険料軽減に関しましては、財源変更でございますので、歳出額の変更についてはございません。

議案第48号の「令和元年度塩竈市介護保険事業会計補正予算」については、以上となります。よろしくご審査をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○西村委員長 ご説明ありがとうございました。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

阿部委員。

○阿部委員 丁寧なご説明ありがとうございました。

それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず、資料No.11の19ページ、心身障害者医療費助成制度の対象者拡大について、ということなんですけど、ここでちょっと教えていただきたいんですが、改正内容の（２）、助成対象者に精神障害者保健福祉手帳１級所持者を追加ということなんですけど、これは認定するときに何段階か、これはあるのでしょうか。

○西村委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 今回の阿部委員のご質疑にお答えしたいと思います。

何段階かという……（「というか、何級とかいろいろあるんですか」の声あり）

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは、精神障害の手帳の関係でするので、私からご説明させていただきます。

等級ということで、１級から３級までございます。その中の１級という形になります。

以上でございます。

○西村委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 それでは、認定する場合、これは、病院の先生か、何かが認定なさるといことなんでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 手帳を取得するときは、先生のほうで診断書等を描いていただいて等級を定めるという、県のほうが、先生のほうで、まず定めまして、その後、県のほうに行きまして、最終審査をして決定するといった内容となっております。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

現在、塩竈市では、これに該当する方っていうのは、何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 まず、１級の方が平成30年度、こと

し3月末ですが、55名。2級の方が237名。3級の方が146名。手帳を取得している方、いらっしゃいます。

以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部委員 それで、所得制限ありというような部分がありますけれども、この所得制限、どのぐらいの制限がございますか。

○西村委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらの所得制限につきましては、障がい者に保護者がいる場合、提示の、子供さんの場合が考えられるのですが、このうちで今回の場合、精神障害者の方1級ということで、こちら所得税が、特別障害者手当の所得制限をこちら活用させていただいているところでございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それでは、次にまいります。恐れ入ります。

同じく資料No.11の児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部改正等について、ページ数を申し上げます。73ページというところで、放課後児童クラブ条例の一部改正というところでご質疑をさせていただきます。

変更後の時間に対しては、これとても助かるものだと思っております。保育所の預かり時間も7時までですので、そういった時間帯が変更されて、延長になったということは、とてもよかったですと思います。

それで、今回、改正という年に当たるわけですが、できれば、3の次期指定管理者候補者選定のための取り組みというところの(2)、審査委員会の設置ということになっておりまして、この中で優先交渉権者というような選定ということで、審査委員会を設置するんですが、その辺は十分に人選をしていただきたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 選定のための審査委員会の構成ということのご質疑かと思えます。

それで、前回、指定管理者制度を導入するときに、指定管理者を選考した際には、委員の構成といたしまして学識経験者、それから小学校の校長先生ということで、学校にある施設で



すので、そういった関係からのご意見をいただくということで、元校長先生と小学校の校長先生をお願いしておりました。また、保護者の方の代表ということで、保護者の方にも委員のメンバーになっていただいておりますので、今回につきましても、このような構成にしたいということを考えております。

以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次にまいります。

同じく、資料No.11の87ページ、災害援護資金貸付事業について、ちょっとお尋ねをいたします。

この制度なんですけれども、災害により被害を受けた世帯となっていますけれども、これは何を対象にした貸付制度なんです。もうちょっと教えていただきたいと思っております。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらの災害の資金につきましては、東日本大震災で被害を受けた方に対して、世帯主の方が重傷を負った、あるいは居住地、家とか、あるいは家財等に著しく損害を受けた方に対して、貸付を行う制度でございます。具体的には、家財が被害の方、あるいは半壊、あるいは全壊の方を対象に実施しているような内容となっております。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それでは、次にまいります。恐れ入ります。

同じく、資料No.11の92ページ、地域医療介護総合確保事業補助金交付事業です。

これは大変、介護保険のサービスということで、民間事業者が行う介護施設の制度を支援しているということで、これが新しくできるグループホームということで、民間の方がやっぱりやる事業なんですか、お尋ねいたします。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 ご指摘のとおり、民間の団体が展開する事業につきまして、私どもで補助金として支出させていただくという内容のものでございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

大変施設も不足しておりますので、こういったものができるということは、とてもよろしいかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、恐れ入ります。同じく、資料No.11の93ページ、幼児教育・保育及び障がい者通園施設の無償化について、というところで、96ページ、この中で無償化の対象とならない部分の給食費の主食費とか副食費、通園バス代、行事費、保育所における延長保育の利用料といったものが徴収されるという部分で、これまでは保育料に入っておりますので、それを保護者の方たちは余り意識して来なかったという部分かというふうに思うわけです。一緒に払っておりますので。改めて徴収といったときには、それぞれ丁寧な説明が必要かと思いますが、その辺お聞かせください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 無償化の対象外経費についてのお話ですが、今現在、保育所の保育料には副食費が含まれて、保育料の徴収をしています。主食費については、既に保護者が負担をしていて、公立の保育所ですと、3歳以上のお子さんが白いご飯を持って保育所に通っているという状況です。そして、今言われた副食費が保育料に含まれて徴収をされておりますが、無償化後、そちらについて保護者の負担となりますことから、きちんと保育所に、保護者に丁寧に周知をしていき、混乱がないようにしていきたいと思っております。

以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

無償化というと、やっぱり普通は、全部無料になるのかというふうに、まず受けとめることが多いものですから、その辺はどうぞ丁寧なご説明をよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○西村委員長 ほかにございませんか。

浅野委員。

○浅野委員 それでは、資料11番から質疑をさせていただきます。

まず、私も19ページの心身障害者医療費助成制度の対象者拡大についてお伺いいたします。

今回は、精神障害者の方も含まれているということで、大変よかったと思っておりますが、実は、この申請ですよ、申請の期間というのは、いわば更新期間、1年ごとなのか、それか

ら数年ごとなのか。ほかの障害の方も含めてですが、その更新時期というのはどのようになっていますでしょうか。

○西村委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 先ほどのスケジュールの部分でもご説明申し上げておりましたが、こちら9月から登録判定作業を行いまして、9月中には受給者証を送付したいということで、こちらの心身障害者の医療費助成制度に関しましては、10月から使えるような受給者証を事前にお配りさせていただくということで、更新の時期が10月となっている状況でございます。

こちらに関しましては、今委員からのご質疑が、お話あったとおりに、事前の周知等々を行いなが行ったり、申請漏れがないようなことで対応できればと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 新しく今度、精神障害者の方も含まれるので、この方たちの説明は、より丁寧にしていただきたいと思ひますが、これまでも受給者証をいただひている方たちも同じく10月からというふうな考えでよろしいのでしょうか。

○西村委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 浅野委員がおっしゃったとおりでござひます。これまでの受給者証に関しましても、10月から翌年の9月までということで、1年間の有効期限ということで対応させてもらひております。

以上でござひます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それでは、受給者証が1枚あれば、例えば、いろいろな診察に行くとき、それを窓口の外来で出せばそれで済むのかと思ひると、実はそうではないわけですよ。診察のたびごとに、たしか黄色い紙に、窓口に必要な事項を書いて提出しなければならない。あと、薬局も同じような書類を提出しなければならないということで、前から思ひていたんですが、身体障害者の方、また精神障害者の方、さまざまな障害がある方たちが、毎回このような受給者証のほかにも申請書を出さなきゃならないというのは、うちの市だけではないと思ひますが、何かこの辺もう少し簡易的なシステムはできないのかと思ひておりました。

今回、精神障害者の方も該当されるということで、なおいろいろな意味で1人、当事者が1人でできる範囲も限られてくると思いますので、その辺のことは、何か検討されていることはないでしょうか。

○西村委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらも議会から、以前からご質問等がある点かと思います。

今、浅野委員からお話があったのは、現物給付、受給者の方々が医療機関に行きながら申請、あるいは自己負担がないような格好で受けられるような姿勢をとったところかと思います。

そのほかに、今現在、うちのほうで行っておりますのが、償還払いという方式でございます。月1回、まさしくこの黄色い紙、申請書を医療機関、あるいは薬局に提出をしながら、それぞれの医療、治療、あるいは薬剤の提供を受けるということでございます。

以前にもお話、ご答弁させていただいておりましたが、そのほかに、自動償還払いという制度等もあるようでございます。このあたりに関しましてですが、今現在、うちのほうでも検討を行っているところではございますが、何分、うちのほうでも事務職員の作業が、こちらの医療費の助成の取り扱いの職員が1名体制で行っているということもございます。今現在、対応ができるのが国民健康保険、あるいは後期高齢分ということで、社会保険等に関しましては、こちらの対応が、今現在、できないというところで、こちら作業が2系統に分かれてしまうということで、事務量のかなりの増大を招く可能性があるということで、中で、今こちらの内容につきましても検討させていただいているところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。

いろいろ自治体での対応方等もまたシステム改修等々がありましたら、本当にその辺、一つ一つ前進していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、幼児教育・保育の無償化についてお聞きしたいと思っております。

資料No.11の93ページをお願いいたします。

幼児教育・保育及び障がい児通園施設の無償化ということで、ようやく、この10月の消費税の税率は、大変厳しいものもあるんですが、全世帯型ということで、いよいよ将来の子供たちに向けて、また子育てをされているご家庭にとって、今回の事業は朗報かと思っております。

ただ、幼稚園、保育所、そういったさまざまな認定こども園とか、その施設が多様化してきて、大変複雑で、自分の子供がどういったことに該当するのかというのが、それぞれ疑心暗鬼になっていると思います。3歳から5歳まで無料化ということで、先ほどの阿部委員のお話にもありましたように、何か全てが無償になるのかという勘違いをなさる方もいれば、ゼロ歳から2歳は非課税世帯が対象ということで、さまざまの中身が複雑化しております。一概にこれを理解していただくというのは、大変難しいので、なお、丁寧なご説明は、当然なんですけど、それで1つお聞きしたいのが、対象になっている幼児が3歳から5歳というふうにマスコミ等でも表示されておりますが、幼稚園とそれから保育所と、就学前の3年間という表現もあります。この辺のことをもう少し丁寧にご説明願いたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 無償化の対象年齢についてです。3歳から5歳までとなっておりますが、保育所、保育園に関しては、小学校に入るまで前の3年間という、3年間の期間になります。ですので、年少、年中、年長という3年間の制度期間となります。

ただし、幼稚園につきましては、満3歳から無償化がスタートするということになっておりますので、満3歳時点からは無償化の対象となりますので、3年以上幼稚園のお子さんについては無償で利用できるかと思います。

それから、3歳から5歳という年齢になっていきますけれども、6歳になったから、小学校に入る前に6歳になるかと思いますが、6歳になったからといって無償化が終わるという制度ではございませんで、小学校に入学するまでの3月までは無償化の対象となります。

以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 その辺が、お子さんをお持ちのお母さんたちが、自分の子供が、今現在、何歳で、学校に入る前に6歳になっちゃうから、そこで途中でこの無償化が終わってしまうんではないかっていうご心配をされる方もいらっしゃると思います。ですから、ぜひ小学校に入るまでは大丈夫だということをご説明いただければと思っております。

さまざまこれまで幼稚園とか奨励金がありましたが、逆にそういったものよりも現実というか、給食費とかバス代はもともとのお母さんたちもこの日は副食、これでバス代とちゃんと認識しておりますので、基本的な幼稚園の費用がなくなるというだけで、大変喜んでおります。決して副食とか負担感はないと思いますので、特に幼稚園は給食にするか、ま

たお弁当を持っていくかというふうに、自由にその辺で選択もありますので、そういったことはお母様方のほうがいろいろ情報をお持ちかと思います。

ただ、こういうような、3歳から5歳というような表現が、ややもすると一人歩きしてしまいますので、ぜひ小学校に入るまでは大丈夫なんだっていうことを丁寧にご説明していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次に、戻りまして、87ページの災害援護資金の貸付事業についてお聞きいたします。

この事業は、震災以後、たくさんの方が本市でもお借りして、生活再建に役立ててきたと思いますが、昨年は実質的にはゼロだったという段階で、今年度、もう1年これを、この事業を延ばすことになったというその根拠についてまずお聞かせください。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらの資料の中に記載しており、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」というものがありまして、その中に期日がうたっております。それが1年間延長されたことによりまして、本市の貸付に関する規則を改正させていただいて、1年間延長という形になった次第でございます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

あれからもう8年が過ぎまして、復興住宅も全て完成して、皆さんの生活が十分に戻っていると思いますが、こういった援護資金を今、必要とされている方、国の制度でこのような改正があったということもありますが、今からこれを借りて、またお返するという年数を考えると、果たして本当に手をあげる方がいらっしゃるのかって思います。また、逆に言えば、そういったものを必要として、もういまさら借りられないって困っている方もいらっしゃるかもしれません。このようなニーズをどのように把握されて、必要な方にこの資金が行き渡るような状況というのは、改正しただけでは、私たちが議会では知ることはできますが、一般市民の方たちのところに、この情報がどのように届くのかっていうのが、今一番ちょっと懸念かと思っています。その辺の考えがありましたらお聞かせください。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 周知方法等のご質疑だと思います。

これまでも実は、災害援護資金等々に、2、3カ月に1回ごとにこういった貸付制度、ある

いはさまざまな制度についてご説明は差し上げているところなんです、やはり誰にとって本当に必要なのかといった部分はあるところなんです、ただ一方では半壊、あるいは全壊した方がこれまでなかなか改修できなくて困っている方いらっしゃいまして、実は、先日もお話、1件相談あるという、議会でもご説明したところなんです、例えば、娘さんがちょうどなかなか改修できなくて困っていて、やっと戻ってきて、戻って来てというところなんですけれども、一緒に住んでやっと改修できるという方もいらっしゃいますので、そういった方も含めまして、今後もさらに広報活動してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

社会福祉協議会とも連携を取りながら、やはりそういった情報というのはいろいろなところに発信して集まるものだと思いますので、やはり役所だけでは、なかなか末端まで浸透しないところもあるかと思えます。まだまだ社会福祉協議会の力もかりながら、広報活動をしていただきたいと思います。

これに関連してなんです、昨年からいよいよ貸付したもの、お借りしたものを返す期間が始まって、うちのは年払いだったと、年に1回の返済だったと思いますが、やはり8年たち、当初の計画よりも高齢者の方の被災が多かったということもありますが、なかなか返済に苦慮しているという方もお聞きいたします。

それで、国も、全国っていいですか、こういった被災地からの声がいろいろ届きまして、延滞金をなしにしての分割とか、払いやすいように、一括だと1回で24万円とか、23万円とかって大きな金額が、何回かに分けて負担感が少ないというような、そういった、払うことは払うんですけども、1回に23万円っていうのと、毎月毎月2万円とか3万円っていうのも負担が大きいんですけども、それよりも負担感が少ないというのを望んでいる方たちが多いと思います。また、本当に相談にまじめにいらっしゃる方もいるわけですので、ぜひ、そういった方々のお声とか背景を丁寧に聞いていただきながら、1日たったら延滞金が幾らで何パーセントで増すっていうような状況になってくると、逆に放棄して、放棄っていうか、その対応をしなくなってしまって、何年かたつともう払わなくてもいいというような感覚になってしまうと。それよりも国から借りたお金を丁寧に返していくという部分での、市と被災者の方の信頼関係をつくってほしいと思いますが、その辺の対応は、今どのようになっています。

るかお聞かせください。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 災害援護資金の償還が昨年度7月から開始したところです。

これまでの本市の対応としましては、実際償還する期日の、する機会が終わる時期、1年と3カ月前ですか、から通知を差し上げていまして、その中で、例えば、1回では難しいので分けて納めたいといった方等、お伺いをしながら対応しているところで、今現在、大体分割で納めている方が、月払いで納めていただいている方が約120名ぐらいいらっしゃいまして、結構、臨機応変に対応しているつもりではございますので、今後ともご相談いただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 済みません、その点についてもう一点だけ。

保証人が要る方は利息がなかったと思うんですが、その保証人の方が近くになくて、結局、息子さんとかが、東京とか大阪とか遠いところに行ってなかなか連絡がつかないとか、もちろんお仕事もしている関係もあると思いますが、その保証人の方が来て、説明とかいろいろ市のほうとの対応ができない場合、電話も無理、介入も無理となれば、やはりその点、お手紙とか何かで対応していただけるのかどうか、その辺も聞きたいと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 もちろん市内にいない場合、あるいは県外の方、結構いらっしゃいます。そういった方々につきましては、電話での対応、あるいは引き続き相談に応じるような形にしておりますので、まず一番はなかなか連絡取れない、あるいは相談に来ないというのは、もう本当に私たちも非常に困っている部分でございますので、ぜひご相談いただいて、そういうふうに対応していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。（「ありがとうございました」の声あり）

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

土見委員。

○土見副委員長 ご説明ありがとうございます。



私からも何点か質疑をさせていただきます。

資料No.11を使わせていただきます。

まず初めに、資料No.11の19ページです。

心身障害者医療費助成制度なんですけれども、先ほど、阿部委員からも心身障害者の手帳についての話があったと思いました。その中で、1級が55名で総合、合計で438名の手帳を保有している方がいらっしゃるという話なんですけれども、今回、対象者としては26名を見込んでいるということなんですけれども、その1級55名のうち、所得制限に引っかかった方もいれば、生活保護の受給者の方もいらっしゃると思うので、その両者を差し引いたところが26名というような数になっていると思うんですが、所得制限に引っかかった方、それから生活保護を受けられている方、それぞれ割合としては、数でもいいんですけれども、何名ずつなんでしょうか。

○西村委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらの試算に関してでございました。こちらの試算に関しましては、昨年、平成30年11月1日現在というようなことで試算をさせてもらってございます。

この時点で確認をさせていただいたところで、除外対応のものが生活保護の方、あるいはそのほかに残留孤児、こちらのほうも出ていますけれども、出たこともあると思うんですが、そちらの方を除いた方というふうなところで対象となつてございます。

こちらに応じ、うちで確認をさせてもらったときに、統計といたしましては、精神障がい者の方が、1級の方が33名、うち生活保護の方が4名いらっしゃったということで、その差し引きという部分プラスアルファで最終的に26名ということで試算をさせていただいております。その後、なぜ平成30年11月1日だったかという、そちらの1人当たりの医療費、こちらを算定する場合に1年間のそれぞれの方のレセプトを積み上げましてこちら試算をさせてもらっております。こちらで、こちらの11月1日という、ちょっと古い日程というか額になってございますが、こちらご了承いただければと思っております。

以上でございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

あと、制度をつくることによって、この内容が周知されると、手帳を保有する人の数ももしかしたらふえるのかという気もしておりますが、その点はどう見込まれていますか。

○西村委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらに関しましては、以前の重度障害、かなり重い障害を持っている方が対象ということで、こちらは精神障害者の1級、あるいは2級の方々に関しましては、例えば、従来の障害保険、障害基礎年金があるいはこういったところの対象になってくる方もいます。そういった受給されている方、例えば、3級以下の方ですと、そういった障害年金の該当がないだとかということで、余りメリットが少なくなってくるということで、重い、重度の方に関しては、こういった医療費の助成、あるいは年金なんかのこういった助成があるので、その辺りに関しては余り大きく動いてこないのかというふうに思っている状況でございます。

以上でございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

今回、精神障がい者の方々が新たに助成対象になったということなんですけれども、ちょっとそこで2点お伺いしたいんですけれども、精神障がいというと、例えば、統合失調症などから始まり、てんかんとか、鬱、そういうのも入るものですよ。

そうした場合、知的障害の方々とも同様なのかもしれないんですけれども、まず自分、ご自身でいろいろ事務手続ができない方とか、そういう方も、まずいらっしゃるのかということで、そういう方々に対する対応はどうなるのかということと、あとは実際、医療機関にかかるといったときにもそのような、それぞれの障害の種類によって、市内の病院ではかかれないものというのが、多々あるのかというふうに思います。そのときに、一応これ、県の制度なので、大体、県内では同じような足並みで助成制度の対象拡大というのが進んでいくのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○西村委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 ただいま委員からお話あったように、対象の方が精神障害者1級ということで、うちのほうでもその辺りの申請、助成申請、こちらの趣旨の内容の理解といたところ、あるいは具体的な病院間での手続、こういったものがなかなか難しいのではないかとこのころは心配するところでございます。

こちらの周知に関しましては、事前に余り期間はない状況かとは思いますが、広報誌やホームページのほうでの広報を基本にしながらも、各医療機関、こういったところなんかにも

こういった部分で新たに該当になりますというふうな周知、こういったものに関しては情報提供、こちらがしていくべきかと。

先ほどの2つ目の質疑にもございましたが、具体の процедуруを行う際に、例えば、直接ご本人がその申請書を書いてというふうなところも出てくる、当然、それが基本かとは思いますが、その辺りに関すると、病院に実際かかるとき、病院の窓口担当者の方、あるいは精神科のケースワーカー、こういった方なんかの協力、こういった支援なんかも得ながらというふうになってくるのかとも考えてございます。

そのあたりに関しましては、丁寧にご説明をしながら、各医療機関、関係団体のご協力をいただきながら対応させていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

ちょっと1点ご回答いただけなかった部分で、例えば、てんかんをお持ちの方、まずこれは精神障がいに入るかと思うんですけれども、てんかんをお持ちの方っていうと、まず市内の病院では、ほぼ診療されない方が多いのかと思っています。

僕は、東北大学病院のてんかん科に知り合いがいるんですけれども、その方によく聞くと県外からの受診も多いんだと言うぐらい、なかなか専門的な診断をできる病院というのは少ないという話を受けているんですけれども、塩竈に在住の方で、市外、もしくは県外の病院で受診される方の場合もちゃんとこの制度というのは、ほかの市外、県外の病院との連携をとれた上でちゃんと受けることができるのか、その点についてお伺いいたします。

○西村委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 先ほど、私のほうでご説明足りなくて申しわけございませんでした。

こちらに関しましては、県全体で、宮城県がこの助成制度を新しく行うということで、今現在、県内のほとんどの市町村がこちらの県の助成金なりをとりながら、新たに10月から対応を開始する予定と、見込みとなっている状況でございます。

こちらの制度でございますが、これまでにしまして、障がい者の方に関しましては、助成の対象となっております。新たにこの精神障がい者が加わるということでございましたが、これまでも対応の病院、医療機関に関しましては、通常どおり使っていただいて、特段、問

題等も出ておりませんでしたので、そちらに関しましては、改めて周知をさせていただければと考えてございます。

以上でございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

では、次に、資料No.11の73ページ、児童館と放課後児童クラブの条例の一部改正について伺いいたします。

まず、今回、児童館、児童クラブ、それぞれ開設時間というものが延びましたというお話だと思いますが、例えば、児童館を見ますと、平日、土曜日、それぞれ18時、17時までということになっているんですけども、まず、この18時と17時、5時と6時でなぜ違いがあるのかということと、どういう家庭のというとあれですけども、例えば、親御さんたちが働いていてこの時間までなかなか家にいないということが一つ大きな理由なのかとは思いますが、この延長というのは、どのような要望、延長してほしいという要望の背景にはどのような理由があってそのような要望になったのでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 まず児童館の変更時間の、平日の終了時間は18時まで、それから土曜日の終了時間は17時まで、この違いということのご質疑だったかと思います。

それで、平日に関しまして、今現在、児童館、これまで小学生が中心に利用されていたものが、中学生ですとか、高校生の利用が随分増えています。そして、中学生、高校生ですと、例えば、学校が終わった後、それから部活動が終わった後、児童館で過ごすとなりますと、なかなか17時終了では過ごすことができないということで、延ばしてほしいというような話も出ておりましたので、平日に関しましては、一応6時まで開館時間を延ばすというようなことで、このような変更時間としております。

また、土曜日に関しましても、午前中だけの開館時間だったところを、これにつきましても小学生だけではなく中学生、高校生の利用で、午後の時間利用したいということのお話がありますので、午後の時間帯も開館するというふうにしましたけれども、6時ではなく5時までというところで、平日とは違いまして、一応土曜日、日曜日、学校のない日になりますので、そういうことで、平日よりも午後の時間帯の利用がふえるということに、一応土曜日については6時ではなく5時までという時間帯にしておりまして、あとは家でゆっくり過ごし

てほしいということで5時までというふうに今はしているものです。

それから、放課後児童クラブの延長時間につきましては、先ほども保育所が19時まで、保育所を19時までの時間になっていましたので、それにあわせてほしいというような要望もあったという背景があります。それから、一応アンケート等を取りまして、さらに延長時間を延ばしてほしいというような要望がありまして、これについて何時まで延ばすといいですかというようなことをお聞きして、19時までというところが多かったということがありまして、延長時間を19時までとしたところですよ。

以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

3のところ、次期指定管理者候補者選定のための取り組みというところで、冒頭からこう見ていくと、安定的な運営及び高い専門性を生かした事業展開をしているということで、この開館、開設時間以外には、今の運営としては、全くもって問題がないというか満点であるみたいな感じのイメージを受けるんですけども、次期候補者の選定のときに考え、今回この指定管理期間があったわけなんですけれども、そこを踏まえた上で、さらにどういう点に注意をしなければいけないというか、どういう点をちゃんとしっかり見ていかなきゃいけないというふうに考えているのか。

あと、この中学生・高校生がふえているということで、大分用途が変わってくるのかと。多分、勉強とか宿題等が一番大きな要因なのかとは思いますが、そこら辺の利用者が変わっていくことによって運営というのも気をつけなきゃいけない点も出てくるとは思うんですけども、その点についてはどうお考えなのか、2点お願いいたします。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブと児童館、指定管理制度を導入しまして、まず、放課後児童クラブのほうが、職員体制がなかなか不安定だったというところで指定管理制度を導入したという背景がありました。そういうところで、指定管理後は指定管理者に、大変努力をしていただきまして、必要な職員を確保していただきまして、また、子供たちが安心して過ごせるような体制を整えていただいて、すごく子供たちが安心して過ごせる環境になっているかと思えます。

そういったこともあります。学習に関して、少しプラスアルファの取り組みをしてほしい

ということで、指定管理制度を導入したときをお願いしていたところなのですが、そこについては、なかなか難しいということで、今年度、新たな取り組みをしていきたいというようなお話は出ていましたけれども、引き続き、次の指定管理制度導入に、指定管理者の選定に当たりましては、そういったところをさらに取り組むような事業者を選定していきたいと思っております。

また、今現在、児童虐待ですとか、養育環境不良のご家庭が放課後児童クラブや児童館などを利用しておまして、そういったところのご家庭の様子をきちんと把握していただき、もし何かあったら、子育て支援課に情報提供をいただいているということで、すごく情報共有し、連携ができていますので、次の選定した事業者に対しましても、そういったご家庭をきちんと見守っていただき、子育て支援課と情報共有をぜひ図ってほしいということをお願いしていきたいと思っております。

それから、利用者がいろいろ拡大してきているというところで、小学生だけでなく中学生、高校生についての利用もふえています。それから、実は、乳幼児をお持ちのお母さん、お子さんと一緒に利用されているところもずいぶんふえています。乳幼児をお持ちの親子も、お母さんとお子さんの利用もふえておりますので、子育てに不安を抱えているお母さんの居場所となるような取り組みもしていただきたいということを考えております。

以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

お話を聞いていると、乳幼児から中学、高校まで、対象が非常にふえて、やっていただきたいことというのも多くなってくると、指定管理者の方も、随分大変になってくるのかという印象を受けています。

あと、開設時間をふやすことによって利便性というのも向上するのですが、その一方、デメリットというのも生まれてくるのかと。例えば、子供たちが家に帰る時間が遅くなることとか、あとはそれに付随して、家で家族とコミュニケーションをとる時間も減るのかと。それがいいのか悪いのかというのは、それぞれの家庭次第だとは思いますが、そういう利便性をふやすことによって生まれてくるデメリットという部分もしっかり検討していただきながら次の候補者の選定を行っていただきたいと思っています。

最後に、風しんに関する追加的対策について、資料No.11の98ページから質疑をさせていただ

きたいと思います。

本市対象者、受検想定数というところなんですけれども、ここに米印で想定されるパーセンテージは、県の説明資料に基づいたものとあるんですけれども、この想定というのが、まずは対象者のうち60%が抗体検査を受けるであろうというものと、あとは定期接種が、抗体検査受検者のうち20%であろうというところの2つだと思うんですが、この1つ目の60%というのはもちろん数字を出しても反応がない人が4割方いるでしょうというのが想定だと思っています。次の定期接種のほうの20%というのは、まず一つが検査を受けた方のうち、要するに、抗体の非保有者だった方という方と、あとは非保有者ですと通知をしても反応がなかった方という2種類の方が含まれると思うんですけれども、そのあたりはどのように、県の説明資料では載っていたのでしょうか。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 受検想定者数についてお答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、抗体検査、対象者のうち60%というのは、国が想定している受検人数から県が計算をして出したものですけれども、国でも大体、段階的に行うに当たって抗体検査の人は、抗体検査は約6割の方が受けるであろうということで想定をしております。そして、そのうち、抗体検査を受けた人のうち、予防接種を受けるのが約2割というところでは、この抗体保有率が低い世代となっている方々は、およそ8割方の方は抗体を持っているということになっております。それでもほかの世代と比べれば低いということで、その8割のうちの持っていない2割の方のことを想定して、そちら2割と記載していると考えております。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

そうすると、抗体検査で保有していません、抗体を持っていないですと通知された方というのは100%検査を受けると想定してこの数字を出しているという考えでよろしいのでしょうか。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 説明資料からするとそういう考えになります。

まず、この3年間の期間においては、この対象者の方々は90%までは抗体を保有させるということでの目標についての計算ということになってございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

その計算でいくと、最終的に抗体検査を6割の方が受けて、そのうち保有していないと、非保有者と判断された方全員が定期接種を受けると。そうすると、最終的には抗体の保有率というのは92%まで上がるのかというふうに考えていますが、実際、定期接種が必要ですという方でも受けられない方というのが出てくると思うんですけれども、その方たちへの受検率の向上というのはどのような形であわせてやっていくんでしょうか。それを抜かないとなかなかこの3年間で90%まで保有率を引き上げるという目標を達成するのはちょっと難しいのかと思っております。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 委員がご懸念されているとおり、やはり対象の方全員が抗体検査を受けて、予防接種を受けていただくということが大変目標でございます。

その予防接種を、抗体検査をどれだけ受けて、そして定期検査を、定期接種を受けているかということは、国でも、今後確認をすることを予定しております。それによって受診勧奨を行うようにということで通知が来ておりますので、国の発表なりを待ちながら予防接種、受検状況を確認したいと思っておりますけれども、市といたしましても、いろいろ広報などで呼びかけをするということを受診勧奨のおはがきを出しながら、行っていくということを目指してございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

最後なんですけれども、年齢的に昭和37年から昭和54年ということなんですけれども、なかなか、残念ながら広報誌に目を通したことがないという方も多い世代に入ってきているのかと思っております。そういう方々にどういうふうにちゃんと定期接種を受けましょうということをアプローチしていくのかというところは、非常に難しいこともあるとは思いますが、ぜひさまざまな方法を、今、情報を伝える方法がありますので、対策をよろしく願います。

以上で終わります。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

小高委員。



○小高委員 お聞きさせていただきます。

まず1件目、資料No.11の19ページのところだったんですが、また新たに、お聞きするというのではなくて、これまで伺ってきた中で、これまで、先ほど、浅野委員からもございましたが、いわゆる現物給付、あるいは自動償還というところで、一般質問なんかでもやらせていただいて、先ほど、さまざまこうした事情があるんだということでご検討をいただいているということだったので、その辺については改めてこの場所をおかりして、お話をさせていただきたかったということです。

それで、ちょっとお聞きするのが、先ほど来、これも伺っておりますが、73ページのいわゆる放課後児童クラブ、あるいは児童館にかかわる部分です。

それで、ちょっとまず現状の点のところからお聞きをしたかったのですが、一つ今、放課後いわゆる保育事業と申しますか、預かっている状況の中で、あとわくわく遊び隊みたいな事業がまた別にやられている中で、ちょっとそこの中が行って、ごちゃごちゃになっているようなお話を聞いたこともあったんですが、そのあたり今どういった状況になっているかお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブを利用されているお子さんも、中にはわくわく遊び隊を利用している、わくわく遊び隊に参加しているというお話を聞いております。

多分、それぞれなかよしクラブのルールがあって、一度、なかよしクラブの部屋に行ってから、わくわく遊び隊に行って、それから、先にわくわく遊び隊に行ってから、なかよしクラブに行くというように、それぞれルールはあるかと思いますが、そこがきちんと、なかよしクラブに来るはずだったのに来ていないというようなことがないようにということかと思いますが、そこをきちんと、お子さんですのでなかなかそこがわからなくなってしまうということが出てくるかと思いますが、学校と連携をとりながら、それからわくわく遊び隊を運営している方たちと連携を取りながらきちんと取り組んで行っていただきたいということをお願いしています。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

ちょっと確認だったんですが、いわゆる放課後居場所をつくる事業ですか、その中でさまざま利用があった中で、わくわく遊び隊は、これはちょっとここで聞くとあれなんですけれど

も、教育委員会の所管のほうだったのかどうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 わくわく遊び隊のほうですが、今年度ですが、塩竈アフター  
スクール事業という事業あります。その中で、わくわく遊び隊については、学校を会場とし  
て教育委員会で所管して行っている事業になります。それから、子育て支援課では、学校の  
外を対象としましたホットスペースづくり支援プログラム、そちらの事業をやっております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

やっぱりなかなかどこで一定管理をしているのかというあたりも含めて、ちょっと連携をと  
ってやっていただかないと、ちょっと事故等懸念される部分もありますので、その点につい  
ては、ぜひよろしくお願ひしたいということをお話させていただきたいと思  
います。

それで、今、アンケート調査のようなものを行っているようなお話も聞いたんですが、これ  
ちょっとわくわく遊び隊の関係だったのか子育て支援課の関係だったのか、ちょっとそのあ  
たりもし実施したということであればお聞きしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 済みません、わくわく遊び隊の保護者アンケートというこ  
とでしょうか。（「ちょっとそこが私も……」の声あり）

なかよしクラブにつきましては、指定管理者が年に2回アンケート調査を行っています。そ  
れから、市のほうでことしの4月にアンケート調査を、なかよしクラブの保護者を対象に行  
っております。それから、わくわく遊び隊につきましては、昨年1月、2月だったと思いま  
すが、アフタースクール事業としてわくわく遊び隊ホットスペースづくりについての保護者  
アンケートを行っています。

○西村委員長 よろしいですか。小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

ちょっといろいろなところでアンケートをそれぞれ実施されているようなお話もございま  
したので、ちょっと先ほど申し上げた点も含めて、一つのいわゆる放課後のところでの連携と  
いいですか、状況も含めて、そんなところをちょっとしっかりやっていただきたいというこ  
とで、前段でお願いしておきたいと思ひます。

それで、実際、ちょっと議案の中身から外れてしまったかもわかりませんが、今回、時間延長の関係は、先ほど来、各委員からご質疑がございましたので、その点については、飛ばしたいと思いますが、一つは前段、総括質疑の中でもございましたとおり、いわゆる基準の参酌化というところでさまざま懸念されている点もあるわけでありまして、そこで塩竈市としての考え方ということでは、総括質疑の中で1点お聞きをしていたわけでありまして、その参酌化というのは、決して守らなくてもいいだとか、気にするほどではないだとかっていう意味合いではないということもあったので、一定層の質を保っていく、そういった考え方の中で、例えば、次期指定管理者の候補者選定の中で、その参酌化といいますか、基準をどう捉えていくかということについて、何らかのお考えといいますか、そういったものがあれば、お聞きをしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 参酌化ということで、職員体制について、職員の数ですとか資格について、これまでの基準を参酌していいということになったものです。

これから指定管理者を選定していくというわけですが、国でそのような基準となっているところを市としても基本としながら、どのような体制が、子供たちが安心して過ごす環境になるのかというのを、もう少し検討しながら指定管理者の募集をしていきたいということで、もう少し検討をしていきたいということは考えております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

さまざま参酌化については、募集をかけるということでもお聞きをしておりました。免許、資格を持った方々、集めるのは、大変だというようなお話もある中で、こうしたやり方が出てきたんだと思うんですが、一方で、うちはできますというようなことが事業者のほうであるのであれば、そういったところも含めて、ぜひ指定管理者の設定というところも含めてご検討いただきたいと思います。

それで、74ページのところに、いわゆる現場等々、肝心な部分でいろいろ載っているわけなんですけど、最初に確認だったんですけども、第1期目の額と比べて、今回の額は、どのような変更があるのか確認をさせていただきたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 平成29年度から本年度までの3年間、1年間につきまして債

務負担限度額を1億2,650万円というふうに設定しております。ことし実際、指定管理料としては、年額1億2,500万円というところになっております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

ちょっとこれお聞きをしましたのは、限度額のところで350万円ですか、今回、単年度当たり引き上がっているというところのこの額が、例えば、今回の時間延長ですとか、あるいは消費税の部分でどういうふうに変ってくるかというのは、ちょっとわからないんですが、そのあたりを含めて、この中で吸収しきれものなのかどうか、ここをちょっとお聞きしたかったんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 児童館の開館時間の延長、または児童クラブの開設時間の延長という部分の経費としては、大体350万円程度を見込んでおりますが、それ以外にも物価の上昇ですとか、それから職員をきちんと配置できるような手当をしていただくような経費ということを見ておまして、今回、年間1億3,000万円という限度額を設定したのになります。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

その時間延長に係る分ということでは、先ほど説明あったとおりであります、ちょっとその物価の点、あるいは税の関係等々含めて、ちょっとなかなか見通せない部分が出てくるかと思しますので、そういったところも含めて、その事業者を圧迫して、例えば、運営を続けられないとか、そこまで極端な話になるかどうかわかりませんが、そういったところ、ちょっと心配ございましたので、その点について、ぜひ引き続きのご検討をお願いしたいということをおし上げておきたいと思っております。

続きまして、87ページの災害援護資金のところについて、簡単に少しお伺いしたいと思います。

その昨年度の実績ゼロ件、今年度も1件出しておくということでお聞きをしたわけですが、先ほど、浅野委員からも、いわゆる年賦だけではなくて、例えば、月賦にする形での支払い等々、今、やっているんだということでご説明を頂戴いたしました。

それで、県の資料等々を見ておきますと、例えば、塩竈市で貸付件数と返済額、あるいは償

還済み額の中で見ておきますと、県内でも償還済みになっていく割合というのは、なかなか上がってこないということもありまして、ご苦労されている状況というものが、そこら辺、非常に見られるというふうに思っていたわけなんです。例えば、先ほどもありました延滞金の関係で、一つには当然、その1年で、7年間で返す分を7回に分けて、その7回に分けたものを1年間一括で返すということだと、なかなか額が大きくなるということで、その後、さらに12分割して返していくというようなやり方については、先ほど百何十人という方でやっているというようなこともあったんですが、一方で、なかなかそういった中でも返していくことが難しいんだというようなお話を、やはり私どもも頂戴していることもありまして、そういった中で、いわゆる一定の期限を限度として支払いを猶予するというところの制度については、国も認めているということでお伺いしておりました。

そういった中で、塩竈市の考え方というところについて、お聞きをしていきたいと思うんですが、いわゆる支払い猶予というものを、塩竈市で実施する際に、今現在、まずそれが、相談があるのか、行われているのか、こういったステップを踏むとそういった猶予というものに到達するのかどうか、そのあたり、ちょっと整理をさせていただければと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 支払い猶予についてのご質問がありました。

今現在、どのぐらいの方がというご質問だと思うんですが、今現在は、ゼロということになります。

まず、支払い猶予という条件になるためには、やはり幾つか、国からも条件が示されておりまして、特に無資力といった言葉を使っている文言がございます。無資力とは何かということ、これまでも何度か県に問い合わせをしたところ、明確な答えがないというのが正直なところで、あとは市町村の判断で、ということになるんですが、ただ一方では、最終的にその無資力といった区分が明確にするのを、各市町村の基準でも、ちょっと違うという部分もありますので、今後、ほかの市町村、去年4月から償還が始まったところなんです。まずは、分けて納めていただいて、あとその後、今後、国の基準とか定めてくるといった情報もありますので、そういった中で整理していきながら、無資力の部分、あるいは支払い猶予、結局支払い猶予と普通の分割の違いというのは、まさに、先ほど言ったように違約金が払えるか払えないかといった部分ということなんです。ただ、中には、やはり年払いで納まってい

る方、あるいは納期限内に納まっている方等もいらっしゃいますので、そういった公平性、簡単に、ではいつ納めてもいいというわけにもいきませんので、私たちとしては、その辺を整理していきながら事務を推進していきたいと思っております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

確かに、その猶予をいかに認めているかというところで、非常に難しさがあるということは、さまざまの間、お聞きをしております、確かに、一律こうだという基準がなかなかつかれていないといった部分、そういったところを含めて見たときに、県内でも、その実施状況というものが非常に分かれてくるということもありまして、確かに、一律こういったことで猶予できますというのがあれば、もっと使いやすい形になるのかと思うんですが、一方で、その猶予というものにした場合に、その延滞金というものは、求めないということは、国でも、私どもも聞いてきておりますので、そういったところを含めて、ぜひ丁寧にお話ししていただいて、寄り添った対応というところをお願いをしたいと思えます。

最後に、保育の無償化の部分で、資料No.11の93ページから何点かお伺いをしたいと思います。

先ほど、各委員からご質疑がございましたが、いわゆる、その実費分について、実際は支払っていくというようなことになるわけなんです、なかなか、先ほど浅野委員でしたか、おっしゃっていたのが、保育の無償化っていうお話だと、やっぱり全部無料なのかというイメージがあるというところで、私のほう、何点かそうなんだよねということで市民の方から質問をされたこともありまして、いわゆる、その実費分のところについて、例えば、大体このぐらいだとか支払い方法だとか、そういったイメージがあるのかどうかちょっとお聞きをしてみたいと思えます。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 どのぐらいかということのご質疑です。

副食費に関しましては、副食費の補助をする場合に、条件が4,500円となっております。ですので、月1人当たりその制度、500円程度というふうなものを徴収されるものと考えております。

また、その徴収方法につきましては、それぞれの施設で徴収するものになりますので、その方向につきましては、施設での考え方となると思えます。公立保育所につきましては、市で徴収ということを考えておりますが、口座振替にするのか、現金でやってくれということは、

なかなか難しいところがあるかと思しますので、口座振替などを利用しての徴収になるかと思います。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

もう一点確認だったんですが、その実費部分について、いわゆる、その所得の段階と申しますか、そういったところの関係の考え方も一度教えていただきたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 副食費に関しまして、年間360万円未満の世帯だったり、それから第3子以降のお子さんの副食費に関しましては免除される、または幼稚園については助成がされるというような制度になっております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

ちょっとそのあたり2点気になったもので、いわゆる例えば、非課税世帯の方でとられるという形になってしまうと、今まで大して払っていなかった中で、逆に負担感が増してしまうこともあるのかと思って、ちょっと確認をさせていただきました。

それで、次に、改めてこれも確認だったんですが、いわゆる今回の無償対象の中で、認可外保育施設のうち、都道府県等に届け出を行い、指導監督の基準を満たすものについての償還対象ということで書いてあるんですが、その下に、その横に5年間の経過措置ありということで、指導監督基準を満たしていないところについても、5年間の経過措置をもって、そこは無償化の対象となるというようなことだったと思うんですが、その基準内容というところで、例えば、その基準を満たしていないということが、例えば、その保育の質、あるいは安全というところでどうなのかというところでやはり懸念があるわけなんです、そういったところについて意見をお聞きしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 認可外の質についてのお話です。

それで、都道府県に、まず、認可外保育施設を始めるときに、都道府県に届け出を行いまして、この指導監督基準を満たしているかということが確認されます。

また、毎年、年に1回、市も立ち会いますが、県の監査が認可外保育施設でございます。そ

ういったところで確認をされていまして、塩竈市においては、認可外保育施設が2箇所あります。それから、企業主導型保育施設1箇所も一応認可外保育施設になりますが、この3箇所につきましては、国の指導監督基準を満たしているということで、毎年、国の監査も受けて、問題ないということをお聞きしております。

ただし、ほかの自治体におきましては、その基準を満たしていない認可外保育施設もありますことから、そういったところ、5年間のうちに基準を満たすように整えていきたいと思いますという制度になっておりましたので、そういったことでのお話になるかと思えます。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

全国的なお話になってはしまうんですが、実際、その認可外保育施設への児童福祉法に基づく立ち入り検査というのが、全体としては68%、およそ7割しか行われていないというような指摘もありまして、それで今回、その無償化によつての調査対象が1.7倍にふえるというような結果もありました。そういった中では、その指導監督体制をどのようにしていくのかというところをしっかりとしていかないと、保育の質というものが保てないという懸念もございましたので、そのあたりについてお聞きをしたということでもあります。

あと、先ほど、幼稚園のところ、限度額がさまざま、幼稚園といいますか、設定をされているようですが、済みませんが、この幼稚園の限度額というところで、実際にこの限度額を超えるところの割合といいますか、実質的な部分でちょっとお聞きをしたかったんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 限度額を設けて支給する新制度未移行の幼稚園になります。

塩竈市内では4箇所そういった幼稚園がございますが、幼稚園にお聞きしましたところ、その限度額を超えた保育料の設定をしているところはないということをお聞きしております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

ちょっとその辺、気になったものでお聞きをいたしました。

それで、やはり無償化というところになってきますと、そういったことであれば、保育所に入りたいということでの保育ニーズの爆発的な増加ということが、これまでも懸案されてお



りまして、先日のアンケートの中では、たしか、そこまででもなかったようなお話もちらりと聞いたような気もしたんですが、その点について改めてお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 次の「新のびのび塩竈っ子プラン」策定をするためのニーズ調査をことし1月、2月に行なっております。そちらについて今、具体的な、細かい調査内容をまとめている段階でありますけれども、無償化になった場合、どのような施設を利用したいのかということの質問をしていましたけれども、保育所よりも幼稚園を利用したいという方が少し多いという状況でして、そのこのところ、もう少し研究したいということを考えておりました。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

実際に始まってみないとなかなかこういうイメージがわからないというお話も、実は聞いておりました、そういった点で、まだなかなか読みにくいところもあるのかというふうにも思っておりましたので、その点、ちょっと待機児童等々の関係ありましたので、ぜひ丁寧にやっただけであればいいかと思えます。

最後になりますが、今回の無償化そのものについて、さまざまここはどうなんだろうという点もあったわけなんです、一つには消費税の引き上げを財源とするということが一定前提となってしまう中で、その無償化のための費用と、例えば、低所得の方々が負担する消費税というところで、なかなか割に合わないと言ってしまうとあれなんです、そういった中身もあるのかというふうには思っております。

その無償化の費用について、例えば、これ先日のお話ですけれども、保育所では減免費用の約半分というものが年収640万円以上の世帯に入っていくものだと、幼稚園でも4割近くが同じ年収680万円以上の世帯に向けられるというようなことで、試算も実は、これ政府のほうでしておまして、なかなか増税があつての無償化というところも果たしてどうなんだというようなことはありますが、一方で無償化そのものは、子育て世帯の切なる願いということでございますので、そういった点ちょっとさまざま考えながらということで、最後にこのことを申し上げて、私からは終わりたいと思います

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 済みません、2点ほど、3点か。

心身障害者医療費助成、本当にありがとうございます。

それで、せっかく拡大してもらって感謝するんですが、やっぱり1級と2級、1級までだというんだけど、2級まで拡大できないのかと、そういう思いがあります。

というのは、2級の人も結構、病院に通っている方が多いんです。そして、病院に通って、治療してもらって重度化にならないようにするためにも、2級の方、せっかく今、1級に拡大してもらったのに、何で2級なんだと言われると困るんだけど、将来的に考えれば、2級の方までやって、医療を受けて、重度化にならないように、そして、社会復帰できるような、そういうふうに考えると、せっかくつくってもらったんだけど、2級あたりまで考える、今後、今すぐでなくたっていいんだけど、今後、そういうのを考える余裕があるのかどうかお聞きしたいです。

○西村委員長 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長 今回は、県の助成、半分、2分の1あってスタートするものでございます。

全国的な取り組みの中で、これスタートしたのは、宮城県、大分遅いスタートになっておりまして、やっと精神障害を持っている方々にまで拡大したというのが正直なところでございます。

障害者団体の方からも、今、菊地議員がおっしゃったような要望も、私どもに届いておりますので、また、県に対しましては、市としての、今おっしゃったような声を届けていながら、なお拡充に努めていけるような働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございました。

やっぱり、うんと重い方もわかるんだけど、重い方にならないように、やっぱり、医療を受診してもらって、そして改善の方向に向かってもらえればいいのかと、そういう思いがありましたので、また今、部長が前向きな答弁をされたので、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

あと、児童クラブの件でちょっとお伺いします。

時間を延長してもらおうということで、本当に感謝申し上げます。

それで、その親、共働きしている親の調査とかは、なさっていると思うんですけども、市内にだけ働いている人が多いのか、あと市内、市外に分かれて働きに行っているのか、両親

とも市外に働きに行っているのか、そういうデータはあるんですか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 大変申しわけございませんが、市外にお勤めなのか、市内にお勤めなのかというところ、統計はとってございません。

ただ、申請、申し込みをしていただく際に勤務証明書をつけていただきまして、どういうところでお仕事をしているかというところは、報告をしていただいて、共働きということ、あとお仕事されているということを確認させていただいています。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 そこまで、勤務証明だのをもらっているというんだったら、ある程度、市内か市外かというのを、そんなに手間かからないと思うので、調べられると。

というのは、やっぱり、市内に勤務している人だったら、例えば、4キロ平方の中だから、10分ぐらい車をとばせば来られるんですけども、市外だと交通渋滞だなんだといって結構、時間的に厳しいという方もいるので、でも、こうやって時間拡大してもらって、本当にその方々は感謝していると思うんですけども、そういった意味でも、広報するなりなんなりするためにも、やっぱり、市外に勤めている方も安心ですというような、だから塩竈市に住んでくださいっていう、定住につながるんじゃないかとなんて思いますので、そういうのも調査されてたらいいかと思っています。

あと、矢継ぎ早で申しわけないんですが、指定管理の選択については、小高委員や皆さんがやられたのでいいと思います。

やっぱり、働き方改革なんかも変わってきて、受ける事業者が賃金体系だの、何だのって、一番かかるのは人件費だと思うので、それがいわゆる残業だ、時間延長っていえば、やっぱり、残業だなんだってそういうのもかかると思いますので、そういうのも考慮して、指定管理を受けられる事業者に対して、サービスをしやすい、そして事業を実施していくためには、指定管理を受けやすいような体制づくりも必要かと思っていますので、その辺も考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします

あと、最後に、ちょっと細かいことなんですが、資料No.9の10ページの役務費、そしてあと12ページの役務費の中で、通信運搬費が片一方は、保健のほうが、風しんかなこれは。それで、通信運搬費が23万円で、手数料が136万1,000円なの。そして、片一方の児童措置のほうの手数料が44万円、通信運搬費が36万9,000円で、手数料が44万円もなっていると。何でその

通信運搬費が23万円と136万1,000円なのか、そして36万9,000円で47万円と、その手数料というのは、どこに払うのかと、単純なあれなんですけど、説明願いたいと思います。その差。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 それでは、最初に風しん対策に係る費用ということでご説明申し上げたいと思います。

風しん対策に関しましては、資料No.9の12ページに書かれている部分でございます。こちらの役務費、通信運搬費が23万円、手数料136万1,000円の内容ということでご説明させていただきたいと思います。

こちらの通信運搬費に関しましては、クーポン券を対象者の方に送付する送付金額ということで、単価を92円と考えての2,500人の対象者への送付の金額ということで計上しております。

それから、手数料なんですけど、こちらは抗体検査、そして定期予防接種を受けるに当たりまして、こちら全国で行っている事業でございますので、全国の医療機関、自治体が委託契約を結んで行っている事業です。そちらの経費を、できるだけ自治体の負担なく行うということで、国民健康保険団体連合会の国民健康保険中央会というところが、その手数料のかかった費用の請求支払業務を行うことになっております。それで、その抗体検査、定期予防接種、それぞれ1件につき300円の事務手数料がかかるということで、このような136万1,000円の費用がかかるというのが主な内容ということでございます。

風しんについては、以上のような内容です。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 児童措置費の役務費80万9,000円についてです。

こちらは、幼児教育・保育無償化導入事業の中に入ります。通信運搬費といたしましては、無償化の手続き等についての通知を、主には施設とのやりとり、通知を送付する際、または、まれに保護者宛てに通知を送る場合も想定されます。そういった通知等を送付するための、通知ですとか、書類を送付するための通信運搬費として36万9,000円となっております。

それから、手数料ですけども、こちらは利益情報サービス利用手数料となっております。無償化の制度が大変複雑になっておりますので、情報等に漏れないように、また規則ですとか要綱を改正していくために、その情報を、情報サービスを提供していただく業者から、そのサービスを利用するための手数料として44万円ということになっております。

以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございました。

最後にします。皆さん聞いていた災害援護資金の貸付事業について、87ページです。資料の11番。

それで、今、いろいろの皆さん、分割どうのこうのってやっているんですが、去年の3月から徴収が正式に始まって、そして1年半前から、通知を出しながら徴収をしていただくようお願いをしていると。本当にいい事業をしていると思うのですが、そういうふうにしても今の現状はどうなのかと。例えば、5月の時点で支払いができない人がいるのか、結構、分割に変えて支払いが来ているのか。さっき無資力とかという言葉聞いたんですけども、それはそれでわかるんですけども、今の現状、借りている人の状況、どうなのかって。

以前と変わらず支払いが、みんなしている人、あと、されていない人、分割の人とかっていうのがわかれば、それを教えてください。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 災害援護資金の今の現状というお話でした。

ちょっと細かくまでは分析はしていないところなんですけど、今現在、平成30年度の末ということでご説明差し上げますと、平成30年度、納期を迎えて、調定を起こした額が約9,600万円ほど、その中で納まった分、収入済みが6,400円ほど納まっていますので、約67%、現年度での収納ということに、償還率ということになると思います。

ただ、一方では、過去に繰り上げ償還等している方もおりますので、その方を含めると約78%ぐらいは、今のところ、繰り上げ償還も含めると78%ぐらいなんですけど、ただ、現年度だけでいいますと約67%というような状況となっております。

以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 震災から8年と4ヶ月ぐらいたっていて、支払いが始まってくると。

先ほどの、戻りますけれども、応急処置的に、家屋半壊以上になって直したと。そして住んでいるけれども、実際問題、余裕があって全部震災後すぐに、応急処置も含めて全てを直してという方が、みんなそうではないというふうに伺っています。落ち着いてきたら、ここも

修理しなくちゃ、あそこも修理しなくちゃ、特に水回り関係が大変なんだと。すると水回りというところの物件は大変お金がかかると。だから、こういった貸付が延長されるっていうのはいいことではないかと思いました。

以上で終わります。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは暫時休憩いたします。

午後 0時32分 休憩

---

午後 0時32分 休憩

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号ないし第40号、第45号及び第46号、第48号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 全員であります。

よって議案第38号ないし第40号、第45号及び第46号、第48号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 0時33分 休憩

---

午後 0時42分 休憩

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第12号、国民健康保険への国庫負担増に係る意見書提出についての請願を議題といたします。

事務局に請願文書を朗読させます。事務局調査係平山主査、お願いします。

○平山議事調査係主査 それでは、令和元年6月定例会初日に配付させていただきました請願第12号。読み上げさせていただきます。

受理年月日、令和元年6月11日。

件名、国民健康保険への国庫負担増に係る意見書提出についての請願。

請願内容。

以下の点について、国及び衆議院議長、参議院議長への意見書を提出されるよう請願する。

1、国民健康保険財政へ公費1兆円の国庫負担増を求めること。

請願の趣旨。

国民の命と健康を守る医療制度、とりわけその土台となる国保は深刻な事態になっています。

全国知事会は、2014年に加入者の負担が限界になっているとして、公費1兆円の投入を求めています。

また、2018年11月には、地方6団体（全国知事会、都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会）が、国保制度改善強化全国大会を開催し、「財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図ること」を決議しています。

国の責任で「公費1兆円の投入」により国庫負担をふやし、社会保障としての国保制度の財政基盤を強化することが求められています。

よって、貴議会から上記の内容で、国及び衆議院議長、参議院議長に対して意見書を提出されるよう請願いたします。

提出者。住所・氏名。塩竈市錦町16-5 塩釜市の国保を良くする会会長。

紹介議員氏名。志子田吉晃議員、伊勢由典議員、曾我ミヨ議員。

以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、請願紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。伊勢由典議員。

○伊勢議員 民生常任委員会の皆様におかれましては、審査、長時間にわたり、大変ご苦労さまでございます。あわせて、請願審査の機会をいただきまして、大変御礼を申し上げます。

請願12号、先ほど文章読み上げられましたので、私ども紹介議員として、一言ご紹介を申し上げます。

国民健康保険税は、国庫負担として、1980年代以前の時期だと45%ぐらいの負担はしており

ましたが、当時1980年代以降の政府のもとで、緊縮財政ということで引き下げられてきた経過をたどっております。今現在は、県単位化で、県からの納付金という形になっております。

一方、地方公共団体6団体、先ほど読み上げられました等に、2018年11月ですか、制度改善強化全国大会を開いて、毎年3,400億円の公費を費やすということで、子供の均等割など軽減しての要望を上げております。あわせて、2014年に全国知事会でも1兆円の公費負担を求めるといふことで、そういうことの決議をしております。

国保新聞というものがございまして、この国保新聞の中に、平成26年11月4日に、当時の自民党の社会保障制度に関する特命委員会に対しまして、地方公共6団体としてこうした要望を、当時の全国知事会の会長、社会保障常任委員会委員長、当時の栃木県の知事になります福田富一氏が1兆円の公費負担といふことで訴えて、自民党のこういった関係機関のところにも要望方をしております。

国保における1兆円負担、仮に、それが実現いたしますと、均等割、平等割という制度が廃止となれば、これは、厚生労働省のモデルケースを試算にして、全国商工団体連合会で2017年に一応試算したのによりますと、40代夫婦、子供さんがおつて、2世帯、2人の子供さんがおつて、その世帯で宮城県の何かホームページのところ、宮城県のケースでこれ資産をしますと16万2,865円、つまりは、協会けんぽ並みの負担に引き下がるというような試算などもされております。こうした点で、1兆円その財源公費負担といふのが、協会けんぽ並みの、やはりそうした制度の改善に結びつき、より一層この国民健康保険に加入する方々にとって安心できる制度になるのかといふふうに考えています。

なお、一言申し上げますと、財源としてはどうするかということになると、やはり1兆円の公費、その負担ですので、私ども日本共産党としては7.4兆円の財源をしっかりと確保できますといふことで、私ども絵描きをしております。今度の参議院選挙に当たつての呼びかけの中で、例えば、富裕層、大手企業の優遇税制の見直しで4兆円、富裕層の優遇税制で3.1兆円などなど、4.5兆円のこうした財源が生まれてまいりますので、こうしたものをしっかりと議論して踏まえていただいて、しっかりと姿勢を市議会においても、こうした全国知事会並びに地方公共6団体のさまざまな要望等を受けていただいて、当市議会においても、請願採択していただいて、係る意見書提出でご賛同賜ればといふことで、一言ご紹介申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○西村委員長 志子田議員。



○志子田議員 私からも何点か補足で説明をさせてもらいたいと思います。

それで、国へ国保負担増を求めるといふ意見書でございますので、地方の議会としても、塩竈の市民の国保の負担増に対処することも、要望としてこのような意見書を出していただきたいということでございます。

その考え方の基本となりますところですが、国保加入者が、20年ないし30年の間に平均所得が下がっているということが、やっぱり前提でございますので、そのことによって一人当たりの国保の加入者の方の負担がふえているということが、一番の原因でございますので、その辺のところを、国からの国庫負担で保険料を、先ほど、伊勢議員が言われたように、協会けんぽ保険料並みの本人負担になるように、そのようにお願いしたいということですので、ぜひご審議お願いしたいと思います。

○西村委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。それではこれより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。ご意見がありましたら。小高委員。

○小高委員 ご説明をいただきましてありがとうございます。

そして、請願文書表を見させていただきますと、冒頭のところで、いわゆる国保の制度といひますか、その医療制度がかなり深刻な事態になっていると、そういうことでご紹介ありまして、先ほど紹介議員の方からもさまざま、例えば、所得が非常に下がっているだとかそういったケースについてご紹介いただきました。

全国的には、滞納世帯でいうと、300万近い世帯が滞納をしていると、全加入世帯の15%が今、滞納という状況になっているというところがあったりですとか、あるいは無保険、正規の保険証がないということで、生活困窮のために医療機関の受診がおくれるということでお亡くなりになった方というものも、例えば、2017年間で63名、そのような形でお亡くなりになっているというところで、まさに、この冒頭にある医療制度というものが、今、その土台が非常に大変なことになっているということは、そういったところにもあるのかというふうに思っております。

そして、その後にありますように、その全国知事会、あるいは地方6団体等々というところで、そのあたりのご紹介もありまして、私もちゃんといろいろなところを見させていただきました。そういった話などは、例えば、全国知事会のいわゆる国の施策並びに予算に関する県への要望と、そういったところも社会保障関係の部分、文章を見させていただいても、い

わゆるその国定率負担の引き上げと、そういったところをマニュアルのように出しているところ、また、全国市長会等々のところを見させていただいても、国民健康保険制度等に対する重点提言という中で、国庫負担割合の引き上げなどを国保財政基盤の拡充強化安定を図るべきだということで、これも毎回のよう、そうした決議が上がっているということも確認をさせていただきました。

そういった中で、その1兆円の投入により協会けんぽ並みのということで、先ほど、紹介議員の方々からもあったわけですが、例えば、昨年9月の決算特別委員会資料等々を見させていただきましても、例えば、モデルケースの所得に占める割合なんかを見させていただくと、所得に対して17、18%と非常に高い割合で保険料なりを支払わなければいけない現状というものがあるという中で、まさにこういったその請願の趣旨そのものが、まさに国民の願いであるということは、もうこれも非常にわかりやすいことなのかというふうにも思っております、そういった点で、私としましては、この請願については、採択すべきものでないかというふうに考えるということをお願いしたいと思います。

以上です

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかに。土見委員。

○土見副委員長 ご説明ありがとうございます。

ちょっと内容がわからないというか、もう少し知識を深めたいというところがあったのでご説明をお願いしたいところもあるんですけども、私もこの請願文書をいただいてから、いろいろなところの例を調べたりはさせていただいているんですけども、どうしても気になる場所としては、この意見書の表題にも出てくるような、あとは、この請願文書のほうでもとてもクローズアップされている部分として、公費1兆円の投入という言葉があり、ここだけがちょっとどこから出てくるものなのかというところが、わからない部分がありました。

なので、ご説明を再度いただきたい部分なんですけれども、この公費1兆円というのは、実際、紹介議員のお話の中で決議がされているとかなんとかという話も出ていたんですけども、どこで出てきたもので、実際これを、1兆円を投入することにより、何の効果を狙っているのか、そういうところをちょっともう少しご説明いただければと思います。

○西村委員長 曾我議員。

○曾我議員 1兆円の根拠ということでございますが、1兆円ふやしていただければ、今の国保

の均等割、平等割をなくしていくことができる。

つまり、国保は低所得者とか、年金なしの人とかが入る国保なんです。それらの方々と比べますと、政管健保と対比しますと、非常に所得が低いのに保険税が倍ぐらい高いという仕組みなんです。だから、構造的に余りにも所得に対する保険税が高いと。

それは何かというと、赤ちゃんがおぎゃあと生まれると、どうしても1人当たり均等割というものがかかってくるんです。3人いれば3人、4人いれば4人の。それが一番のこの国保の問題だということで、この均等割、人頭割っていうんです、昔でいうと。1人頭何ぼの。これは、歴史的にそうしてやらなければ、運営ができなかったという歴史があるんだらうと思います。共産党は国保に基金があるのを崩して、少しでも安くしてという戦いを、運動をしてきたわけですけれども、全国では、それだけではもうもたないと。つまり、経費一本化にしたんだけど、県から納付金を示されると、それをもって、市町村がもう払わなくては行けないならないことなんです。そうすると、一番のこの根本である均等割、平等割をなくす等、全国で計算してみますと、政管健保と同じぐらいの保険料になるので、それが1兆円になるんだという計算でございます。

全国知事会も、我が市長も、議長たちもみんなおられて、その場のところに立っていただいているんですが、これは議会として、市民の声として後押しをするという意味で、ぜひ採択していただければと思います。

以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

私も国保なので、国保高いと毎回思っているのは、その国保高いという問題に関しては共有する部分なんですけれども、その1兆円というところが表題にもある大きな部分だったので、わからないところがあったのでご質問させていただきました。

なるほど、そういう理由で1兆円という言葉が出てきたというのは、理解いたしました。確かに、国保事業年報などを見させていただいても、均等割とか、平等割というものの各県合計というのを足せば、大体1兆800億円ぐらいになるので、確かにそこから1兆円というのは、確かに数値としては根拠があるのかというふうに思っています。

あと、その次のところとして、委員が推されている2018年11月の6団体の決議という文章を読ませていただきました。その文章を読ませていただくと、まず冒頭というか最初にいわれ

ることは、医療保険制度の一本化を早期に実現することと。そのために、その2番目としては、今般の国保制度改革が実効あるものとなるよう、毎年3,400億円の国費投入を確実に行うものとともに、保険料の激変緩和措置に必要な財源を確保するなど、財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図ること。あとは、その後としては、所得調整機能だったりとか、子供の助成医療だとか、そういう細かい部分についても文言が述べられているというような内容となっております。ちょっとこれを見ていて思ったのは、やはり制度というものは変えていかなければいけないだろうというような理解はさせていただいているところです。

今回の請願文書に立ち戻らせていただきますと、趣旨の部分を読んでいくと、最終的にその国保、社会保障としての国保制度の財政基盤を強化することが求められています。よって、貴議会から上記の内容で国及び衆議院議長、参議院議長に対して意見書を提出されるよう請願いたしますという内容なのですが、お話を聞いていたことを解釈すると、一番の課題というところとしては、均等割と平等割というのをなくして、協会けんぽ並みの保険料にするという、制度の改正をしなきゃいけないですというのが一番の内容なのかというふうに考えて、感じられまして、どうしても、その後につけられている意見書案を見ても、どうしても1兆円というものが先に出てしまって、その本来変えるべき本質というところが隠れてしまっているのかというふうに感じております。ちょっと誰に向けて喋っているのかわからなくなってきましたが。私はその部分で、実は、もうちょっと書き方があるのかと正直思ってしまったところではあります。

とりとめもなくなりましたが、私の意見としてはそうになりました。

○西村委員長 ほかにございませんか。阿部委員。

○阿部委員 ご説明ありがとうございました。

私も今、土見委員がおっしゃったように、この公費1兆円というのがどういう試算になったのかということで、今、曾我議員からご説明いただきましたので、その点は理解をするところであります。

ただ、この文章を見ますと、今言ったように制度改革ということが一言も入っていない。この公費1兆円がどういうふうなあれで出てきた数字なのかというものがちょっと理解できないです。

今申し上げました、ここに資料がありますけれども、国保制度改善強化全国大会で決議を述べられた中に、毎年3,400円の公費投入ということを確実に行うということ、明記されている

んですが、じゃあ、この請願文書の中では、1兆円を投入してもらったら、それで終わりというか、1回この1兆円くださいということだけで済むのかどうか、その辺のことが、ちょっとやっぱり整合性というのが、なかなか難しいかというふうに感じたんですが、その辺はいかがでしょうか。

○西村委員長 伊勢議員。

○伊勢議員 ちょっと区分けをしたほうがよろしいのかなと思います。

1兆円というのは、均等割、平等割に係っての1兆円公費負担をということなんです。

それで、請願文書にある2018年11月での決議の関係でものを考えていく場合に、これに関して3,400億円財政強化をということなんです、この子供の均等割の軽減などの要望というふうに、こういった時点での示し方はそうなっています。

全国知事会で2014年の11月に示した自民党のこの問題、社会保障制度の特命委員会というんですか。その関係では、要するに全国知事会としては1兆円、全国的に、オールジャパンで考えた場合に、やっぱりそういう方法、1兆円の公費負担が必要なんですというのは、当時の全国知事会の最終結論に至っているということで捉えていただければよろしいかと思います。

○西村委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

ただ、やはりこの請願の内容からいうと、今の、その平等割、あるいは均等割の件が一つも見えない。逆に、もしそうであれば、きちんとそこに述べて、やはり、そのためにこの1兆円が必要なんですということに至ればいいと思うんですけども、今の、この内容的な部分でいうと、相当覆い隠されてしまって、その辺が見えないということなので、請願文書としてはもう少し、やっぱりきちんとその原因となるものを明記したほうがよろしいかと思います。

以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ちょっと今のところで、もう少し、僕もちょっと趣旨の部分を整理したいんですけども、2018年11月の6団体の決議を見させていただくと、制度改正しなさいと、そのために国費を投入しなさいと。あとは、激変緩和措置として、必要な財源を確保しなさいと、支援しなさいというようなことが述べられております。

ということは、まずは、その根本的な問題として均等割、平等割、わからないですけども、

そこの部分の制度改正をしていきたいと思いますというのが、この6団体の決議の内容だと捉えておりますが、今回の請願を見ると、どうしても財政基盤を強化しましょう、国費1兆円を投入してください。そのお金でどうにかしましょうというところにとられてしまう内容になっております。

ですけれども、趣旨としては、特に一番気になったのが、この請願文書の一番下にある、よって貴議会から上記の内容で提出されるよう請願というような、その上記の内容というところがどっちなのか。1兆円というところに重きを置くのか、それとも制度改正をしましょうというところに重きを置くのかで、ちょっとわかりづらいところがあったんですけれども、紹介議員のどなたか、そこの部分の説明をもう一度お願いいたします。

○西村委員長 志子田議員。

○志子田議員 重要な指摘だと思って聞いておりました。

それで、皆さんにはわかっていただいたんですけども、その辺が請願の要旨に書いていないからという話でございましたが、皆さんのお手元に、もし、これを採決していただいたら、1兆円の国庫負担の求める意見書案というのは、まとめてよろしいでしょうか。

こちらのほうで、もしもということで、意見書のほうに、実際は、採決していただければ意見書を出すということですから、その意見書のほうにその文言を入れてわかりやすく、どのようにかという均等割、平等割の財源額は約1兆円であると、よってその1兆円の投入を求めるという趣旨の意見書案にまとめれば、それで採決させていただけるのではないかと思います、よろしくお願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 今の、この請願文書の中身しか、私たちは検討する材料がございません。

先ほど、伊勢議員から、この1兆円の財源は何かと聞いたとき、今回、消費税が10月から10%になります。これまでどちらかといえば高齢者の介護、また年金、医療に関する部分という、社会保障の分としてこれまで3%、5%、8%で消費税が上がってまいりまして、今度10%でようやく全世代になったということで、先ほどもいろいろ皆さんで議論しましたが、子育て世代に対して、いよいよそういった保証をしていくという、全世帯型という状況になって、10%の消費税が使われると。また、国の借金にも回すというような中身で国民は理解していると思いますが、その消費税の10%に頼るのではなくて、別なところに財源を求めるというお話だったんですが、これはなかなかそういったところからの財源が厳しいので、全

国民の消費税から、申しわけないけれども10%にというような今、議論が国で、法律でも決まってきたら、私は理解しているんですが、全くこの1兆円に関しては、また富裕層、また大企業からの財源を根本に、っていうお考えが、これ、私たち議会がそのような財源を理解して提出しなければならないというように、ちょっとその辺が理解に苦しむんですが、いかがでしょうか。

○西村委員長 曾我議員。

○曾我議員 消費税という話のまま、伊勢委員、我が党はということだったので、今回の請願に我が党は入っていないので……（「先ほど説明にありましたよ」の声あり）そこがちょっと言い過ぎだと思うので。

これは、あくまでも国保が構造的に、やっぱり非常に重い税金になっていると、構造的にです。そういう中で、やっぱり、この社会保障の一つとして、先ほどから言っています政管健保並みに所得に応じた保険税となれば、やっぱり、政管健保並みに下げることが必要ではないかと。そうすれば、国保制度は皆保険制度で、そもそも社会保障ですから、そういった点で、国に対して財政支援化を求めているのが今、全国知事会であり、議長会がそこに言っているんです。

消費税っていうと、それは、それぞれの考え方ですから、まずは、この国保に対して、公的財政支援を求めるとのことだけで考えていただきたいということでもあります。それで、その1兆円というのは、計算しますと、均等割、平等割のところを手をつければ、これが政管健保と一緒にするという試算をしているということでもありますので。

ちょっと消費税のほうに持っていくと、またここで消費税の議論をしているわけがありませんので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 私は、やはりその1兆円という大きな金額、昨年11月の、この決議を見ても、具体的な金額が出ているのは、国保制度改革が実効あるものになるよう毎年3,400億円の公費投入を確実に行うということの決議をしている数字しか出ていないんです。先ほど、2014年には1兆円という金額が出たと言っていましたけれども、その金額は、なぜ今回の、この全国の国保の中で、具体的にそういった1兆円は出ていないのか。

文章の中には確かに、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度を創設することとは出ていますが、これは子供に係る均等割保険料という中身、私たちも塩竈市、今、高校3年生ま

で外来の無料をやっております。これは市が大きく負担をしていますし、また、国のペナルティがないようにということで、働きかけもしておりますけれども、そういった部分と、また、それこそ、私にしては、唐突なのは1兆円、じゃあ、財源はどうするのというところにどうしても考えが結びついていきますので、消費税云々ではありませんけれども、具体的な、国に求めるのであれば、その1兆円の出てくる根拠というものもきちんと精査して、国に要請していかなければならないではないかと思うのですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 私は、基本的に国保制度をどう守っていくかというの、やっぱり、利用者のことを考えれば、税が低くなればいいと思っている人間です。そして、1兆円の問題というのは、私は、この請願を出された方は、1兆円あれば本当に安定した、そして安価にできるのではないかという、そういう希望だと思うから、その1兆円にこだわることはないのではないか、私自身は、この請願書を見て思っています。

国で出すか出さないかは、国が判断するのであって、議論がうんとややこしくなっても、やっぱり、住民がどうしてなのかと、そして専決、この間の、議会が始まって17日の専決処分の問題だって、いわゆる限度額を59万円から3万円上げて軽減をするんだという、そういうふうな、皆さんが四苦八苦して一所懸命努力をしていると、それだって国保運営事業主体である塩竈市単独でといったってなかなか限度があるし。

あと、皆さんマスコミ等で存じていると思うんですが、国保税も県内一元化する、一本化すると。そしたら、私は、その新聞を見て、すぐ聞きに行ったら、多分上がるでしょうと、下がりはないでしょうと。塩竈はどちらかという安定して、値下げしても、収納率も上がってきてよくなっていると。そこに県一元化になって、みんなよかったってなっているんだけど、料金も一元化になりますといたら余ってきます。そういった場合、余らせていいのかというこの請願者の気持ちを、私は話したこともないですけども、そういう問題を考えれば、やっぱり住民の事を考えれば、やっぱり1兆円というのは目標であって、そういうものを国にお話しして、国保の運営が安定して、安価にして住民の医療っていうのを考えていったほうがいいのかと思います。1兆円の財源どうするの、こんなのどこから出てきたのって、だからそのぐらいあればいいんでないのって、そういう大らかな気持ちを持ってもらって。

皆さんが、では、1兆円の財源って言われて、どうするんですか、何するんですかという議



論を聞いていると、国のお役人でもないし、財務省でもないし、俺はちょっと難しいんじゃないかと思うんです。だから、全国の国保制度改革ということで、毎年3,400億円というのが出てると、そういうものに関して積み上げていってほしいという思いもあるんじゃないかと、大きな気持ちで見れば、私はそれが住民にとって、また塩竈市にとって国保運営というのがしやすくなるのであれば、私は了とするし。

請願、意見書を出したからといって、必ずなるものでもないし、お願いもしないでどうのこうのっていうのも、ちょっとおかしいんじゃないかと、こういうものを出して、「何塩竈語っているんだ」というふうにはならないと思うので、一応、紹介議員の方の説明も、ちょっとフライングした紹介議員、議会よりも私、もう悪いけれども、やっぱり住民のことを考えれば、我々は、少し考えたほうがいいかと思えます。

あと、先ほど、志子田議員が意見書の案文どうのこうのと言っていますので、もしあるのであれば、そういう内容を見て、やっぱりだめだと言うんだか、意見書を書いて、意見書を出してほしいというから、意見書の案文を見させてもらったほうがいいんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ありがとうございます。

これはあくまでこの請願審査の理由、ルールの話だと思うんですけども、請願を通らないと意見書というのは出てこないんです、基本は。なので、自分はちょっと一番大切にしたいのは、提案者の皆さんの願意の部分なのかと思っています。

その中で、今、菊地委員からすごくいいところが出てきて、その1兆円という数字だけが今ちょっと、僕が煽ったところもあるのかもしれないですけども、先走っていて、本質の部分が見えていないのかというのはあって、1兆円ってそんなに気にしなくてもいいのかという話があって、それは確かに大切な話だと思っていました。

今、議論を見ていると、本来の目的というのは、制度改革というところですよ。1兆円というのは、1兆円の財政基盤を強化するというのは、あくまでも手段ですよ。その目的を達成するための手段の中の一つでしかないものなんです。こうしたときに、僕がさっき気になったと言ったのは、その手段が先行してきてしまっていて、目的が見えてこないというのが気にしている部分でした。特に請願の文書を見させていただくと、意見書を提出するというときに、1兆円の国保負担増を求めることというのが項目として上がってくるとすると、これ

はあくまでも手段なんです。手段を目的のように見せた意見書というのは、何となくちょっとじっくりこないという部分があって、それを考えながら下を見ていったときに、この内容で提出するよう請願いたしますとあったので、実際、目的として制度改革を求めていくものなのか、それともこの1兆円というのをどうしても入れたいのか、そこの部分の提出者側の願意というのがやっぱり見えないというところがあったので質問させていただきました。

例えば、僕がもし意見書を書けと言われたら、それこそ制度改革を求めるといって意見書を出すと思います。その中で、現状であれば1兆円ぐらい必要でありましようとか、あとは、こういうものを変えていかなければいけないでしょうということを盛り込もうと思うんです。なので、どうしてもそうした場合、どうしても1兆円というのはタイトルには入り得ないものになってしまうんです。その部分に関して、提出者もしくは紹介議員の方が代理で述べていただくとおもうんですけれども、その部分に関してどうお考えなのか。もしそこでいや1兆円をとという話であれば、願意に沿わないからこちらとしては受け取れないという話になってしまうので、その部分をちょっと説明いただければと思います。

○西村委員長 曾我議員。

○曾我議員 私が思うのは、要するに、まず構造的に問題があるんだと、だから、まず制度であると。制度であるというふうに、そこに着目すると、じゃあ、その制度の何が問題なんだという、要するに所得税で払うならいいと、お金が入ってきたので。だけれども、人の頭数で加えていくというのは、やっぱり、それが国保の構造的な問題なんだと。

だから、そういう制度の改正とあわせた形で、その人头割、均等割をなくすような制度改革をしていけば政管健保と同じとなるという意味合いもあるんだと思うんです、その中に。全く何もなくて制度改革だといったって、どこが何なのかということになるので、それを具現化したのがこの1兆円イコール均等割、平等割という考え方なんだろうと私は理解しているんですけれども。

あとは委員の皆さんで……

○西村委員長 では、よろしいですか。

小高委員。

○小高委員 さまざまなちょっと議論を聞かせていただきました。

それで、請願文書の中で、いろいろとあれがわからん、これがどうなんだということでさまざまございましたが、その中身を一つ一つお聞き取りなどもしながら、我々のほうでも理解

をしていくというふうに、この場合は回るということで理解をしておりますので、確かに、この紙切れ一枚だけ見てしまうとなかなかわからない部分等も出てくるとは思うんですが、そういった中で、先ほど、紹介議員の方からもさまざま補足といいますか、そういった部分もいただいてきた中で、主なる願意といいますか、その1兆円という数字が先ほどから飛び交ってはおりますが、その裏側、例えば、出発点、先ほど、土見委員もこの重要度が高いということは実感としてお持ちだということもあって、そういった暮らしに係る部分、実感としてある部分を出発点として見たときに、その金額の部分さまざまあったわけではありますが、ここに秘められている願意というのはある程度さらったかというふうに思っております。

また、先ほど、菊地委員から、その財源の部分について、さまざまお話がございましたが、その財源をじゃあどうするのというところまで踏み込んだ議論をすれば、じゃあ毎回、私たちが市議会の中で、一定の議案に対してのあれをやるときに、ここをこういうふうにしたらいんじゃないかと、こういうふうにお願いしますという話の中で、毎回いろいろな部分の財源なんていう話は、当然していないわけで、そこまで果たして、その意見書というものを、請願というものを考えていく中で、どこまで考えるのかというのはちょっとやり過ぎでないかというふうに私自身は思ったところであります。

そういった中で、その案文のところについても、さまざまあるようではあります。今までのやりとりの中で、その願意というものは、私としては非常に受けとめられるものは伝わりましたので、あとその文言については一定、こちらといいますか、ルールの中で検討させていただく形もあるのかというふうには思っておりますので、そういったところを含めて、私のほうはそういった意見であります。

○西村委員長 ありがとうございます

浅野委員。

○浅野委員 大分私も理解してまいりました。

それで、やはり、国に対する意見書ですので、私たちもこの全国、この地方6団体が決議を出したというところは非常に重く受けとめていますし、当然、私たち議会もこれにのっつて意見書を出していかなければならないと思っております。

そういった意味で、やはり、この文面の中に2つの要素が絡み合っているというのは、今、だんだん皆さんと話をしているうちに理解してまいりました。一番は、やっぱりこの制度を変えていかなければならないと。そしてこの6団体の決議書の中にも、子供の医療費の助成等、こ

これは私たちの塩竈市にとっても大きな課題でありますので、こういった部分においても、その子供に係る均等割の保険料を軽減するっていうような、こういった具体的な文面を折り込んで、1兆円が云々かんぬんでもありますけれども、金額が出てくると、本当にそれに捕らわれてしまう部分もありますので、制度改革をしていただきたいということを大もとに持って行って、そしてその中で、例えば、具体的な部分としては、塩竈市に深く関係する子供の医療費の関係などを、塩竈市として均等割の保険料の軽減も、塩竈市も希望しているところだというようなものが文言として入れれば、私は何ら、今年のこの6団体と同じ方向に向けた意見書として出せるのではないかと考えております。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 先ほど、土見委員、そして今、浅野委員がお話されたように、紹介議員の方にお伺いしたいんですが、今、浅野委員、そして先ほど、土見委員が言ったように、案文、意見書の内容で、この文言を、例えば、制度改正して、その中にいろいろ説明やって、1兆円も必要ですよぐらい言えたような、そういう出すという場合、あと最初からこの冒頭にある公費1兆円負担でないだめだという考えなのか、やっとならば制度改正で、その文言の中に1兆円を入れて制度改正して、いろいろ説明されたような内容に変えてもいいのか。

土見委員が心配しているのは、そういう意見書を出すのに文言、冒頭の1兆円の国庫負担増を求めることというのだけをどうしても譲れないというのであれば厳しいし、それを變えても、意見書の中にやっていってもいいというのであれば幅が広がるのかという思いがあるので、その辺、紹介議員にお伺いしたいと思います。

○西村委員長 曾我議員。

○曾我議員 それは、委員に任せます。

要するに、思いをまとめていただければ。財源ではなくして、やっぱり高すぎるんだということを、制度改正を求めて、国には財政支援をと言っておけばいいのではないかと。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 済みません、今、願意というか、これで出てきたので、これは変えられないという中身であれば、この中で全員が一致しているのは、この制度改革という部分であれば、一旦、これを取り下げていただいて、そして意見書という形をつくって、各会派みんなが同意していただいて、最終的に意見書として、全会一致で出されたものが、今回の議会で私たちも命が無くなりますので、継続性が保てないと思いますので、委員会は、確かに何回か繰り返す

ことができます。できますが、もし、あれだったら委員会で、今、副議長がちょっと補足をしていただきまして、委員会にもう1回出して、そこで、請願、委員会に意見書、（「委員会に意見書の声あり」の声あり）委員会として意見書を出せばいいということですね。済みません、日本語が通じませんでした。そのような形で、持っていかれたものがスムーズに通ればいいのかと私も思います。

済みません、余分な話でした。終わりにします。

○西村委員長 ほかにありませんか。

なければ暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

---

午後 1時35分 休憩

○西村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第12号については、継続審査を求める意見がありますので継続審査についてお諮りいたします。

請願第12号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 全員であります。よって、請願第12号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

では、以上をもって本委員会を終了いたします。長時間にわたりましてまことにありがとうございました。いろいろご意見をありがとうございました。

午後 1時36分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 西村勝男